

改正	平成一二年一〇月一三日条例第五四号	平成一二年一二月 八日条例第七一号
	平成一三年 二月二三日条例第八号	平成一三年 二月二三日条例第二五号
	平成一三年一〇月一九日条例第四一号	平成一三年一二月二一日条例第五八号
	平成一四年 三月二六日条例第一一号	平成一四年 三月二六日条例第三七号
	平成一四年 三月二六日条例第三八号	平成一四年一〇月一八日条例第五一号
	平成一四年一〇月一八日条例第五六号	平成一四年一二月二〇日条例第七三号
	平成一五年 三月 七日条例第一一号	平成一五年 三月 七日条例第二二号
	平成一五年 三月 七日条例第四一号	平成一五年 七月一一日条例第四七号
	平成一五年一〇月一七日条例第五七号	平成一五年一〇月一七日条例第六一号
	平成一五年一二月一九日条例第六九号	平成一五年一二月一九日条例第七二号
	平成一六年 三月二三日条例第一二号	平成一六年一〇月一五日条例第五二号
	平成一六年一二月一〇日条例第六二号	平成一六年一二月一〇日条例第七〇号
	平成一七年 二月二二日条例第四四号	平成一七年 四月 八日条例第四九号
	平成一七年 七月二二日条例第五四号	平成一七年一〇月二五日条例第七六号
	平成一七年一〇月二五日条例第九七号	平成一七年一〇月二五日条例第一〇一号
	平成一七年一二月二〇日条例第一〇七号	平成一七年一二月二〇日条例第一一〇号
	平成一八年 三月三〇日条例第一〇号	平成一八年 七月一四日条例第四二号
	平成一八年一〇月二〇日条例第五六号	平成一八年一二月二二日条例第六七号
	平成一九年 三月一六日条例第一五号	平成一九年 七月一〇日条例第四一号
	平成一九年一〇月一九日条例第五九号	平成一九年一二月二一日条例第七六号
	平成二〇年 三月二八日条例第九号	平成二〇年 三月二八日条例第一五号
	平成二〇年 七月一八日条例第二九号	平成二〇年一〇月二一日条例第四八号
	平成二〇年一二月二四日条例第五四号	平成二一年 三月 六日条例第一二号
	平成二一年 七月一七日条例第三七号	平成二一年一〇月三〇日条例第八〇号
	平成二一年一二月二五日条例第九一号	平成二二年 三月一九日条例第一号
	平成二三年一〇月二五日条例第三六号	平成二三年一二月二七日条例第四六号
	平成二四年 三月二三日条例第八号	平成二四年 七月一三日条例第五三号
	平成二四年一二月二一日条例第九六号	平成二四年一二月二一日条例第一〇一号
	平成二五年 三月 一日条例第七号	平成二五年 三月 一日条例第二三号
	平成二五年 七月 九日条例第三六号	平成二五年一〇月二九日条例第五一号
	平成二五年一二月二六日条例第六二号	平成二六年 三月二五日条例第九号
	平成二六年 三月二五日条例第三〇号	平成二六年 七月一一日条例第三七号
	平成二六年一〇月二一日条例第四八号	平成二六年一二月二五日条例第五六号
	平成二七年 三月二〇日条例第一三号	平成二七年 五月二二日条例第三九号
	平成二七年 七月一〇日条例第四二号	平成二七年一〇月三〇日条例第五五号
	平成二七年一〇月三〇日条例第六一号	平成二七年一二月二五日条例第六七号
	平成二八年 三月二五日条例第一一号	平成二八年 六月二八日条例第三六号
	平成二八年一〇月二五日条例第五一号	平成二九年 三月 七日条例第四号
	平成二九年 四月二五日条例第二〇号	平成二九年 七月二一日条例第二四号
	平成二九年一〇月一七日条例第三三号	平成三〇年 三月二三日条例第二号
	平成三〇年 三月二三日条例第五号	平成三〇年一〇月一九日条例第四八号
	平成三〇年一〇月一九日条例五三号	平成三〇年一二月二八日条例第六〇号
	平成三一年 三月一五日条例第五号	令和 元年一二月二七日条例第二二号
	令和 二年 三月二三日条例第三号	令和 二年 七月一〇日条例第三一号
	令和 二年一二月二八日条例第四八号	令和 三年 三月 九日条例第三号
	令和 三年 七月二〇日条例第二二号	令和 三年一〇月一九日条例第三五号

令和 三年一二月二八日条例第四八号 令和 四年 三月二五日条例第六号
令和 四年一〇月二一日条例第二九号 令和 四年一二月二七日条例第四〇号
令和 五年 三月一七日条例第三号 令和 五年 五月二三日条例第二一号
令和 六年 三月二二日条例第八号 令和 六年 三月二二日条例第二四号
令和 六年一二月二四日条例第四一号

注 令和六年一二月二四日条例第四一号による改正のうち、令和七年四月一日及び令和七年五月二六日までの間において規則で定める日から施行される部分は、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 別表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

(県が処理する事務)

第三条 前条の規定にかかわらず、別表第四十九号の二上欄ホに掲げる事務（事業及び会計の状況の検査に限る。）及び同号上欄オに掲げる事務（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百二十五条第一項及び第二百二十五条の二第一項の規定による事業及び会計の状況の検査に限る。）、同表第四十九号の三上欄ヨに掲げる事務（同法第二百二十五条の二第一項の規定による事業及び会計の状況の検査に限る。）並びに同表第六十四号上欄に掲げる事務については、知事が自ら行うことを妨げない。

一部改正〔平成一二年条例七一号・一八年六七号・二四年八号・二六年九号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際別表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令等の規定により知事に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては別表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものについては、第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令等の適用については、別表の下欄に掲げる市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十二年十月十三日条例第五十四号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

(千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例の廃止)

2 千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和五十九年千葉県条例第十八号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二十五号の二上欄に掲げる事務に係る墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）の規定により知事がした処分現にその効力を有するものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における法の適用については、同号下欄に掲げる市町村の長のした処分とみなす。

- 4 施行日前に法の規定により知事に対してなされた許可の申請に係る事務及び施行日前に法の規定により知事に対してなされなければならない報告で施行日前になされていないものに係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第二十五号の二下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。この場合において、当該申請に係る許可に関しては、附則第二項の規定による廃止前の千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における法の適用については、改正後の条例別表第二十五号の二下欄に掲げる市町村の長のした処分とみなす。

附 則（平成十二年十二月八日条例第七十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二十三号、第三十六号及び第五十三号の改正規定は、同年一月六日から施行する。
（都市再開発法に基づく事務及び千葉県風致地区条例に基づく事務の処理に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第四十九号の二上欄及び第五十五号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表第四十九号の二下欄及び第五十五号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法等の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法等の規定により知事に対してなされなければならない届出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては別表第四十九号の二下欄及び第五十五号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法等の適用については、別表第四十九号の二下欄及び第五十五号の二下欄に掲げる市の長のした処分その他の行為とみなす。
（千葉県屋外広告物条例に基づく事務の処理に関する経過措置）
- 5 この条例の施行の際改正後の条例別表第五十五号上欄に掲げる事務に係る千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。以下「屋外広告物条例」という。）の規定により知事がした処分で現にその効力を有するものうち、施行日以後においては、同号下欄に掲げる市町村のうち施行日以後に同号上欄に掲げる事務を新たに管理し、及び執行することとなる市（以下「新事務処理市」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物条例の適用については、新事務処理市の長のした処分とみなす。
- 6 施行日前に屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においては新事務処理市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 7 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における屋外広告物条例の適用については、新事務処理市の長のした処分とみなす。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から施行する。ただし、別表第五号の改正規定は公布の日から、別表中第一号を第一号の二とし、同号の前に一号を加える改正規定及び同表第六十号の改正規定は平成十三年四月一日から施行する。
（都市計画法に基づく事務及び宅地造成等規制法に基づく事務の処理に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第四十二号上欄及び第四十七号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力

を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表第四十二号下欄及び第四十七号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令等の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては別表第四十二号下欄及び第四十七号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令等の適用については、別表第四十二号下欄及び第四十七号下欄に掲げる市の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第二十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年十月十九日条例第四十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第十一号、第十三号及び第十六号の改正規定、同表第四十二号上欄イ及びオの改正規定並びに同表第四十四号及び第四十五号の改正規定は公布の日から、同表中第十三号の次に一号を加える改正規定は平成十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五号の二、第三十九号、第四十二号、第四十七号及び第六十三号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては別表第三十九号、第四十二号、第四十七号及び第六十三号下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、それぞれ同項に規定する市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十三年十二月二十一日条例第五十八号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第十一号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第三十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際、第八条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の特例条例」という。）別表第六十三号上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長のした処分とみなす。
 - 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においては改正後の特例条例別表第六十三号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の特例条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における法令の適用については、同項に規定する市の長のした処分とみなす。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日条例第五十一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日条例第五十六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第五号及び第二十号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第三十五号の二、第三十五号の三及び第五十五号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令等の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第三十五号の二、第三十五号の三及び第五十五号下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令等の適用については、それぞれ同項に規定する市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十四年十二月二十日条例第七十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第四号、第七号、第十二号、第二十五号の二、第二十六号及び第二十八号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては船橋市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法等の適用については、船橋市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法等の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては船橋市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法等の適用については、船橋市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十五年三月七日条例第十一号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第四十二号及び第六十一号の改正規定は平成十五年四月一日から、同表第三十二号の改正規定は同月十六日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日条例第二十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日条例第四十一号）

この条例は、平成十五年六月六日から施行する。

附 則（平成十五年七月十一日条例第四十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年十月十七日条例第五十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第五号の二の改正規定、同表中第十三号の二を削る改正規定、同表第四十六号の改正規定、同表第四十八号上欄の改正規定及び同表第六十三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五号の三、第十一号の二、第十二号の二、第三十五号の三、第四十二号及び第四十七号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第五号の三、第十一号の二、第十二号の二、第三十五号の三、第四十二号及び第四十七号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十五年十月十七日条例第六十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月十九日条例第六十九号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成十五年十二月十九日条例第七十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第四十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五十号及び第六十三号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長のした処分とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第五十号及び第六十三号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における法令の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分とみなす。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第五十一号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改

正後の条例」という。)別表第一号の四上欄に掲げる事務に係る千葉県福祉のまちづくり条例(平成八年千葉県条例第一号。以下「福祉のまちづくり条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては佐倉市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における福祉のまちづくり条例の適用については、佐倉市長のした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に福祉のまちづくり条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為(施行日前に福祉のまちづくり条例の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。)に係る事務で、施行日以後においては佐倉市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における福祉のまちづくり条例の適用については、佐倉市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則(平成十六年十月十五日条例第五十二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第四十五号及び第四十六号の改正規定、同表第六十号の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに同表第六十三号の改正規定 公布の日
 - 二 別表第六十号上欄ルの改正規定(「第五十二条第七項、第八項及び第十一項、第五十三条第四項第三号、第五十四条の二第一項第二号(法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。)」を改める部分のうち第五十二条第十項、第十一項及び第十四項に係る部分に限る。) 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)の施行の日
 - 三 別表第五十八号及び第五十九号の改正規定 都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九号)の施行の日
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第三十九号及び第五十三号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。)に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第三十九号及び第五十三号下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、それぞれ同項に規定する市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則(平成十六年十二月十日条例第六十二号)

この条例は、景観法(平成十六年法律第十号)の施行の日から施行する。ただし、別表第五十七号の改正規定は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九号)の施行の日から施行する。

附 則(平成十六年十二月十日条例第七十号)

この条例は、平成十七年二月十一日から施行する。

附 則(平成十七年二月二十二日条例第四十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年三月二十八日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、第八条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例

に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第四十一号（同号上欄口に掲げる事務を除く。）及び第四十三号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては柏市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、柏市長のした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては柏市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、柏市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十七年四月八日条例第四十九号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月二十二日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第七十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第六十三号下欄の改正規定及び次項から附則第四項までの規定 平成十七年十二月五日

二 第二条及び附則第五項から第七項までの規定 平成十八年一月二十三日

三 第三条及び附則第八項から第十項までの規定 平成十八年三月二十七日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

- 2 第一条中別表第六十三号下欄の改正規定の施行の際、第一条の規定（前項第一号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第六十三号上欄に掲げる事務に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもののうち、同条の規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後においてはいすみ市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、いすみ市長のした処分とみなす。

- 3 施行日前に法の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においてはいすみ市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

- 4 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における法の適用については、いすみ市長のした処分とみなす。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

- 5 第二条の規定の施行の際、同条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第六十三号上欄に掲げる事務に係る法の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもののうち、同条の規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後においては匝瑳市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、匝瑳市長のした処分とみなす。

- 6 施行日前に法の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においては匝瑳市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

- 7 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における法の適用については、匝瑳市長のした処分とみなす。

（第三条の規定による改正に伴う経過措置）

- 8 第三条の規定の施行の際、同条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第六十三号上欄に掲げる事務に係る法の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもののうち、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同表第六十三号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市の長のした処分とみなす。
- 9 施行日前に法の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第六十三号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 10 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における法の適用については、同項に規定する市の長のした処分とみなす。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第九十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成十七年十月二十五日条例第一百号）

（施行期日）

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 （前略）第三十四条の規定 平成十七年十二月五日
 - 二 （前略）第三十五条の規定 平成十八年一月二十三日
 - 三 （前略）第三十六条（中略）の規定 平成十八年三月二十日
 - 四 （前略）第三十七条（中略）次項から附則第四項までの規定 平成十八年三月二十七日
- （経過措置）
- 2 第三十七条の規定の施行の際、附則別表上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令等の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては附則別表下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、第三十七条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令等の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

附則別表（附則第二項及び第三項）

改正後の条例別表第四十一号上欄に掲げる事務	成田市
改正後の条例別表第四十三号上欄に掲げる事務	成田市
改正後の条例別表第五十五号上欄に掲げる事務	香取市

附 則（平成十七年十二月二十日条例第一百七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二十五号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては船橋市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、船橋市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては船橋市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、船橋市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十七年十二月二十日条例第百十号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十日条例第十号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第六十二号上欄イ及びロの改正規定 公布の日

二 第一条中別表第二十五号の三の改正規定 平成十八年六月一日

三 第二条及び附則第五項から第七項までの規定 平成十八年七月一日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際第一条の規定（前項第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第一号の四上欄に掲げる事務に係る千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）又は同表第六十号の二上欄に掲げる事務に係る建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）（以下この項から附則第四項までにおいて「福祉のまちづくり条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後においては八千代市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における福祉のまちづくり条例等の適用については、八千代市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては八千代市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における福祉のまちづくり条例等の適用については、八千代市長のした処分その他の行為とみなす。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

5 第二条の規定の施行の際同条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二十五号の三上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては船橋市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、船橋市長のした処分その他の行為とみなす。

6 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては船橋市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

7 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、船橋市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十八年七月十四日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年十月二十日条例第五十六号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第四十七号上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後においては同号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長のした処分又は当該市の長に対してなされた申請とみなす。

附 則（平成十八年十二月二十二日条例第六十七号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第四十七号及び第四十八号の改正規定並びに同表中第六十一号を削り、第六十二号を第六十一号とし、同号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五号の五、第五号の六、第五号の八、第四十五号の二及び第五十三号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第五号の五、第五号の六、第五号の八、第四十五号の二及び第五十三号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、それぞれ同項に規定する市町の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十九年三月十六日条例第十五号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第六十号の改正規定は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五号の八及び第四十八号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第五号の八及び第四十八号の二下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法の適用については、それぞれ同項に規定する市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十九年七月十日条例第四十一号）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日から施行する。ただし、別表第三十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十月十九日条例第五十九号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二十号の改正規定 平成十九年十月二十日

二 別表第四十二号及び第四十三号の改正規定、同表第六十号上欄ルの改正規定（「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改める部分を除く。）並びに同欄ヲの改正規定（「まで」の下に「及び第七項」を加える部分に限る。） 平成十九年十一月三十日

三 別表中第三十五号の三の次に二号を加える改正規定及び附則第三項から第五項までの規定 平成二十年四月一日

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第十一号の二及び第十二号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては千葉市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、千葉市長のした処分その他の行為又は千葉市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例（附則第一項第三号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の条例別表第三十五号の五上欄に掲げる事務に係る法（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては千葉市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、千葉市長のした処分その他の行為とみなす。

4 施行日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法の規定により知事に対してなされなければならない届出及び報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては千葉市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

5 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法の適用については、千葉市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第五号の三及び第十五号上欄の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七号、第二十号の二、第二十二号の二、第二十二号の三及び第二十五号の二から第二十八号まで上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令等の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第二十号の二、第二十二号の二、第二十二号の三及び第二十五号の二から第二十八号まで下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令等の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成二十年三月二十八日条例第九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日条例第十五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十年七月十八日条例第二十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第二十号上欄に加える改正規定（同欄りに係る部分に限る。）及び次項の規定 平成二十年八月一日
 - 二 別表第二十号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成二十年十月一日
 - 三 別表第十二号の二及び第十三号の改正規定 平成二十年十二月一日

（適用）

- 2 改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第二十号上欄の規定の適用については、平成二十年八月一日から同年九月三十日までの間は、同欄中「及び法」とあるのは「、温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号。以下この号において「改正法」という。）及び法」と、同欄中「法第十四条の五第一項」とあるのは「改正法附則第六条」とする。

附 則（平成二十年十月二十一日条例第四十八号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十四日条例第五十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二十号の二、第二十二号の二及び第二十二号の三上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
 - 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出及び報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第二十号の二、第二十二号の二及び第二十二号の三下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
 - 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。
 - 5 この条例の施行の際改正後の条例別表第五十八号上欄に掲げる事務に係る都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後においては松戸市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、松戸市長のした処分その他の行為又は松戸市長に対してなされた申請とみなす。

附 則（平成二十一年三月六日条例第十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、別表第五号の六及び第五号の七の改正規定は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行の日から施行する。

（適用）

- 2 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二十四条第一項の規定による医薬

品販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）の許可の申請であって、改正法の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものに係る改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第二十二号の二上欄の規定の適用については、同欄中「法」という。）とあるのは「法」という。）及び薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。））」と、同欄二中「この号」とあるのは「この号（レを除く。）」と、同欄レ中「限る。）」とあるのは「限る。）」及び旧法第二十四条第一項の規定による医薬品の販売業（卸売一般販売業及び薬種商販売業に限る。）」とする。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第三十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年八月一日から施行する。ただし、別表第四十五号の二、第四十六号及び第六十三号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第二十二号の三上欄に掲げる事務に係る薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の規定により知事に対してなされた申請で、同日以後においては同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同令の適用については、当該市の長に対してなされた申請とみなす。

附 則（平成二十一年十月三十日条例第八十号）

この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月二十五日条例第九十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月十九日条例第一号）

この条例は、平成二十二年三月二十三日から施行する。

附 則（平成二十三年十月二十五日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（使用料及び手数料条例別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づくものの項の改正規定を除く。）及び第二条の規定（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第五十号上欄イ及びロの改正規定を除く。）は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日条例第四十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第五号の四の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五号の九及び第五十五号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法等の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第五号の九及び第五十五号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法等の適用については、それぞれ同項に規定する市町の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第八号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定、別表第四十九号上欄の改正規定（「昭和四十四年法律第三十八号。」を削る部分に限る。）並びに同表第四十九号の二及び第五十三号の改正規定並びに附則第五項から第七項までの規定は、同年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第一号の四、第五十一号及び第六十号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例(以下「法等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法等の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(施行日前に法等の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。)に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第一号の四、第五十一号及び第六十号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法等の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 5 この条例(附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。)の施行の際改正後の条例別表第四十九号の二及び第五十三号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令(以下「法令」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 6 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第四十九号の二及び第五十三号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 7 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則(平成二十四年七月十三日条例第五十三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表第三十三号上欄の改正規定(「市町村」を「町村」に改める部分に限る。)、同号下欄の改正規定、同表第三十四号下欄の改正規定、同表第三十五号下欄の改正規定、同表第四十号の改正規定及び同表第四十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第五号の八及び第五号の九上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律(以下「法」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法の規定により知事に対してなされた行為(施行日前に法の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。)に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第五号の八及び第五号の九下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第九十六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一別表第三十六号の改正規定 公布の日

二別表第六十三号の改正規定及び附則第五項から第七項までの規定 平成二十五年一月一日

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第四十二号及び第四十五号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後においては印西市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、印西市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては印西市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、印西市長のした処分その他の行為とみなす。

5 この条例（附則第一項第二号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の条例別表第六十三号上欄に掲げる事務に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）の規定により知事がした処分で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては大網白里市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、大網白里市長のした処分とみなす。

6 施行日前に法の規定により知事に対してなされた申請に係る事務で、施行日以後においては大網白里市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

7 前項の規定により知事がした処分は、当該処分後における法の適用については、大網白里市長のした処分とみなす。

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第百一号）

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一日条例第七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一号の四上欄に掲げる事務に係る千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）及び同表第六十号の二上欄に掲げる事務に係る建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）（以下「福祉のまちづくり条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては浦安市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における福祉のまちづくり条例等の適用については、浦安市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては浦安市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における福祉のまちづくり条例等の適用については、浦安市長のした処分その他の行為とみなす。
- 附 則（平成二十五年三月一日条例第二十三号）
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二十五年七月九日条例第三十六号）
この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。
- 附 則（平成二十五年十月二十九日条例第五十一号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第四十二号及び第四十五号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第四十二号及び第四十五号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十二号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二十六年三月二十五日条例第九号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表中第三十四号の次に一号を加える改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定
平成二十六年七月一日
- 二 第一条中別表第二十二号の二及び第二十三号の改正規定 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 三 第二条の規定 平成二十六年六月一日
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際第一条の規定（前項第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「四月改正後の条例」という。）別表第一号の四上欄に掲げる事務に係る千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）及び同表第六十号の二上欄に掲げる事務に係る建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）（以下「福祉のまちづくり条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における福祉のまちづくり条例等の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては四月改正後の条例別表第一号の四及び第六十号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、四月改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における福祉のまち

づくり条例等の適用については、それぞれ同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

5 この条例（附則第一項第一号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「七月改正後の条例」という。）別表第三十四号の二上欄に掲げる事務に係る千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同表の当該下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における千葉県青少年健全育成条例の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為とみなす。

6 施行日前に千葉県青少年健全育成条例の規定により知事に対してなされた行為（施行日前に同条例の規定により知事に対してなされなければならない提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては七月改正後の条例別表第三十四号の二下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、七月改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日条例第三十号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年七月十一日条例第三十七号）

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十一日条例第四十八号）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十五日条例第五十六号）

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、別表第五号の三の改正規定は公布の日から、同表第五号の二の改正規定は同年二月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十日条例第十三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二十二号の三の改正規定（上欄イからへまでの改正規定を除く。） 平成二十七年五月三十一日

二 別表第六十号の改正規定及び同表中第六十一号の次に一号を加える改正規定 平成二十七年六月一日

附 則（平成二十七年五月二十二日条例第三十九号）

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二十七年七月十日条例第四十二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、別表第五号の七から第五号の九まで及び第十一号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五号の十一上欄に掲げる事務に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては我孫子市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、我孫子市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法の規定により知事に対してなされた行為（施行日前に法の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては我孫子市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法の適用については、我孫子市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成二十七年十月三十日条例第五十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十月三十日条例第六十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第六十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第五号の三及び第五十五号上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法等の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第五号の三及び第五十五号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法等の適用については、それぞれ同項に規定する市町の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表中第一号の二及び第一号の三の改正規定並びに次項の規定 平成二十八年七月一日

二 第二条及び附則第三項の規定 平成二十八年十月三日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

- 2 第一条の規定（前項第一号に掲げる改正規定に限る。）の施行の日前に旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては同条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

- 3 第二条の規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては同条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（平成二十八年六月二十八日条例第三十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二十号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同号下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行するこ

ととなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長のした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出及び報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては改正後の条例別表第二十号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、同項に規定する市の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（平成二十八年十月二十五日条例第五十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中別表第四十五号及び第六十号の改正規定 公布の日
 - 二 第二条の規定 平成二十九年一月一日（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に第一条の規定（前項第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に当該法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては流山市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（平成二十九年三月七日条例第四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第五十三号の改正規定 公布の日
 - 二 別表第五号の七及び第五号の八の改正規定 平成二十九年五月三十日
 - 三 別表第一号の二の改正規定（「市川市」の下に「、野田市」を加える部分に限る。）及び附則第五項の規定 平成二十九年十月二日
 - 四 別表第一号の二の改正規定（「市川市」の下に「、野田市」を加える部分を除く。）及び附則第六項の規定 平成三十年一月四日（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一号の四上欄に掲げる事務に係る千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）及び同表第六十号の二上欄に掲げる事務に係る建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）（以下「福祉のまちづくり条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては流山市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における福祉のまちづくり条例等の適用については、流山市長のした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては流山市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における福祉のまちづくり条例等の適用については、流山市長のした処分その他の行為とみなす。
- 5 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に改正後の条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前

に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。)に係る事務で、同日以後においては野田市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

- 6 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。)に係る事務で、同日以後においては香取郡多古町長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則(平成二十九年四月二十五日条例第二十号)

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則(平成二十九年七月二十一日条例第二十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第二条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第十二号の二上欄に掲げる事務に係る法令(以下「法令」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては千葉市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、千葉市長のした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出及び提出で、施行日前になされていないものを含む。)に係る事務で、施行日以後においては千葉市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、千葉市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則(平成二十九年十月十七日条例第三十三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月十六日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為(同日前に当該法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。)に係る事務で、同日以後においては市原市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則(平成三十年三月二十三日条例第二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第五号の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表第一号の二の改正規定及び次項の規定 平成三十年七月二日
- 三 第二条及び附則第三項の規定 平成三十年十月一日
- 四 第三条及び附則第四項の規定 平成三十一年一月四日
- 五 第四条及び附則第五項の規定 平成三十一年一月十日
- 六 第五条及び附則第六項の規定 平成三十一年一月十五日
- 七 第六条及び附則第七項の規定 平成三十一年一月二十一日
- 八 第七条及び附則第八項の規定 平成三十一年一月二十八日

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

- 2 前項第二号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による

改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては木更津市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

- 3 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては第二条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第三条の規定による改正に伴う経過措置）

- 4 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては佐倉市長が管理し、及び執行することとなるものについては、第三条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第四条の規定による改正に伴う経過措置）

- 5 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては八街市長が管理し、及び執行することとなるものについては、第四条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第五条の規定による改正に伴う経過措置）

- 6 附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては第五条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第六条の規定による改正に伴う経過措置）

- 7 附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては印旛郡酒々井町長が管理し、及び執行することとなるものについては、第六条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第七条の規定による改正に伴う経過措置）

- 8 附則第一項第八号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては銚子市長が管理し、及び執行することとなるものについては、第七条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第五号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十月十九日条例第四十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年三月十八日から施行する。ただし、別表第六十二号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に当該法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては松戸市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（平成三十年十月十九日条例第五十三号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第三条及び第五条の規定は平成三十年十一月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日条例第五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第一号の二の改正規定及び附則第三項の規定 平成三十一年十月一日

二 第二条及び附則第四項の規定 平成三十一年十月七日

三 第三条及び附則第五項の規定 平成三十二年一月十四日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際第一条の規定（前項第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第五号の十上欄に掲げる事務に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日以後においては我孫子市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、我孫子市長のした処分その他の行為とみなす。

3 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては同号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

4 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては八千代市長が管理し、及び執行することとなるものについては、第二条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第三条の規定による改正に伴う経過措置）

5 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては山武市長が管理し、及び執行することとなるものについては、第三条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（令和元年十二月二十七日条例第二十二号）

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十三日条例第三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中別表第三十五号の五の改正規定 公布の日
 - 二 第一条中別表第一号の四、第二十号の二、第二十一号及び第六十号から第六十二号までの改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 令和二年四月一日
 - 三 第一条中別表第一号の二の改正規定及び附則第五項の規定 令和二年九月二十八日
 - 四 第一条中別表第二十二号の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - 五 第二条及び附則第六項の規定 令和二年十月一日
（第一条の規定による改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際第一条の規定（前項第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の四上欄に掲げる事務に係る千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）及び同表第六十号の二上欄に掲げる事務に係る建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）（以下「福祉のまちづくり条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、同項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては成田市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における福祉のまちづくり条例等の適用については、成田市長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に福祉のまちづくり条例等の規定により知事に対してなされなければならない報告で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては成田市長が管理し、及び執行することとなるものについては、第一条の規定（附則第一項第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における福祉のまちづくり条例等の適用については、成田市長のした処分その他の行為とみなす。
- 5 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては匝瑳市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
（第二条の規定による改正に伴う経過措置）
- 6 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては山武郡横芝光町長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
附 則（令和二年七月十日条例第三十一号）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和三年二月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に当該法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては船橋市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（令和二年十二月二十八日条例第四十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年五月十日から施行する。ただし、別表第一号の二の改正規定（「柏市」の下に「、勝浦市」を加える部分に限る。）及び附則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては旭市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては勝浦市長が管理し、及び執行することとなるものについては、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（令和三年三月九日条例第三号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月二十日条例第二十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中別表第五号の六上欄ニからへまでの改正規定 公布の日
 - 二 第一条中別表第一号の二の改正規定（「野田市」の下に「、茂原市」を加える部分に限る。）及び附則第三項の規定 令和三年十月十四日
 - 三 第一条中別表第一号の二の改正規定（「野田市」の下に「、茂原市」を加える部分を除く。）及び附則第四項の規定 令和四年一月四日
 - 四 第二条及び附則第五項の規定 令和四年九月二十八日
（第一条の規定による改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際第一条の規定（前項第一号から第三号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第五号の六上欄に掲げる事務に係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日以後においては同表第五号の六下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては茂原市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては夷隅郡大多喜町長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

- 5 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては同号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（令和三年十月十九日条例第三十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第四十二号及び第四十五号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては大網白里市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、大網白里市長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては大網白里市長が管理し、及び執行することとなるものについては、新条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、大網白里市長のした処分その他の行為とみなす。

附 則（令和三年十二月二十八日条例第四十八号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日条例第六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
（適用）
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの条例の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十九第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第四十五号の二上欄、第四十六号上欄及び第六十三号上欄の規定の適用については、同表第四十五号の二上欄中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同欄及び同表第四十六号上欄イ中「第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イ」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第五号イ」と、同欄及び同表第六十三号上欄中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同欄中「第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ及び第六十三条第三項第六号」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第六号」とする。

附 則（令和四年十月二十一日条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年十二月二十七日条例第四十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

(適用)

- 2 この条例の施行の日前にされた旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）による改正前の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十二条第一項の規定による申請に係る改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄の規定の適用については、同欄中「」及び」とあるのは「」及び旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号。以下この号において「改正法」という。）並びに」と、同欄へ中「の規定」とあるのは「及び改正法附則第三条の規定」とする。

附 則（令和五年三月十七日条例第三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年十月十日から施行する。ただし、別表第六十号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に当該法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては夷隅郡御宿町長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（令和五年五月二十三日条例第二十一号）

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則（令和六年三月二十二日条例第八号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第三十五号の四及び第三十五号の五上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に同法の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においてはそれぞれ同表の当該下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

附 則（令和六年三月二十二日条例第二十四号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年十二月二十四日条例第四十一号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第八号から第十一号まで、第十四号から第十九号まで並びに第六十号及び第六十号の二の改正規定 公布の日

二 別表第四十八号を削る改正規定、同表第四十七号の改正規定及び同号を同表第四十八号とし、同表第四十六号の次に一号を加える改正規定 令和七年五月二十六日までの間において規則で定める日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第四十二号及び第四十五号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては袖ケ浦市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、袖ケ浦市長のした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないもの

を含む。)に係る事務で、施行日以後においては袖ヶ浦市長が管理し、及び執行することとなるものについては、新条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、袖ヶ浦市長のした処分その他の行為とみなす。

別表（第二条）

<p>一 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第五条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るものに限る。）に係る申請の受理</p> <p>ロ 法第五条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可（建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。）</p> <p>ハ 法第五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加（ロに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>ニ 法第六条第一項の規定による措置の命令（ロに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第六条第二項の規定による移転等の命令（ロに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>一の二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この号において「法」という。）及び旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定めるものを除く。）</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>ロ 法第三条第二項ただし書の規定による認定</p> <p>ハ 法第三条第二項第二号の規定による認定</p> <p>ニ 法第三条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求</p> <p>ホ 法第三条第五項の規定による確認</p> <p>ヘ 法第八条第一項（法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</p> <p>ト 法第八条第二項の規定による現有旅券の受領</p> <p>チ 法第八条第三項の規定による一般旅券の交付及び現有旅券の受領</p> <p>リ 法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</p> <p>ヌ 法第十七条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求</p> <p>ル 法第十九条第五項の規定による一般旅券の受領</p> <p>ヲ 法第十九条第六項の規定による消印及び還付</p> <p>ワ 省令第七条第一項の規定による申出の受理</p> <p>カ 省令第七条第二項後段の規定による資料の提示又は提出の要求</p> <p>ヨ 省令第七条第五項（省令第十七条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び書類</p>	<p>成田市並びに香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町</p> <p>銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市及びいすみ市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡横芝光町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町</p>
---	---

<p>の提示又は提出の要求 タ 省令第十一条第四項の規定による書類又は資料の提示又は提出の要求</p>	
<p>レ 省令第十七条第二項の規定による書類の提示又は提出の要求</p>	
<p>一の三 削除</p>	
<p>一の四 千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	<p>千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市及び浦安市</p>
<p>イ 条例第十七条第一項の規定による適合証の交付請求の受理</p>	
<p>ロ 条例第十七条第二項の規定による適合証の交付</p>	
<p>ハ 条例第十七条第三項の規定による公表</p>	
<p>ニ 条例第十八条第一項の規定による特定施設の新設及び改修の届出の受理</p>	
<p>ホ 条例第十八条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出の受理</p>	
<p>ヘ 条例第十九条の規定による指導及び助言</p>	
<p>ト 条例第二十条の規定による工事完了の届出の受理</p>	
<p>チ 条例第二十一条の規定による勧告</p>	
<p>リ 条例第二十二条の規定による公表</p>	
<p>ヌ 条例第二十三条の規定による報告の徴収並びに指導及び助言</p>	
<p>ル 条例第二十四条第一項の規定による立入調査</p>	
<p>ヲ 条例第二十四条第四項の規定による公表</p>	
<p>ワ 条例第二十五条ただし書の規定による通知の受理</p>	
<p>カ 条例第二十九条の規定による意見の聴取</p>	
<p>二 栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>
<p>イ 政令第一条第一項の規定による栄養士の免許の申請の受理</p>	
<p>ロ 政令第一条第二項の規定による管理栄養士の免許の申請の受理</p>	
<p>ハ 政令第三条第二項の規定による栄養士名簿の訂正の申請の受理</p>	
<p>ニ 政令第三条第四項の規定による管理栄養士名簿の訂正の申請の受理</p>	
<p>ホ 政令第四条第一項の規定による栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理</p>	
<p>ヘ 政令第四条第二項の規定による管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理</p>	
<p>ト 政令第五条第一項の規定による栄養士免許証の書換え交付の申請の受理</p>	
<p>チ 政令第五条第二項の規定による管理栄養士免許証の書換え交付の申請の受理</p>	
<p>リ 政令第六条第一項の規定による栄養士免許証の再交付の申請の受理</p>	
<p>ヌ 政令第六条第二項の規定による管理栄養士免許証の再交付の申請の受理</p>	
<p>ル 政令第六条第五項の規定による発見した栄養士免許証及び管理栄養士免許証の受領</p>	

<p>ヲ 政令第八条の規定による栄養士免許証及び管理栄養士免許証の受領</p> <p>三 調理師法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号。以下この号において「政令」という。）及び調理師法（昭和三十二年法律第百四十七号。以下この号において「法」という。）の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 政令第一条の規定による免許の申請の受理</p> <p>ロ 政令第十一条第二項の規定による名簿の訂正の申請の受理</p> <p>ハ 政令第十二条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理</p> <p>ニ 政令第十三条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p> <p>ホ 政令第十四条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>ヘ 政令第十四条第四項の規定による発見した免許証の受領</p> <p>ト 政令第十五条の規定による免許証の受領</p> <p>チ イからトまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>
<p>三の二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この号において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第六条第一項の規定による支給認定の申請の受理及び当該申請に係る事実についての審査</p> <p>ロ 法第七条第四項の規定による医療受給者証の交付</p> <p>ハ 法第十条第一項の規定による支給認定の変更の申請の受理</p> <p>ニ 法第十条第二項の規定による支給認定の変更の認定に係る同条第一項の申請に係る事実についての審査</p> <p>ホ 法第十条第三項の規定による医療受給者証の受領及び返還</p> <p>ヘ 法第十一条第二項の規定による医療受給者証の受領</p> <p>ト 省令第十三条第一項の規定による変更の届出の受理</p> <p>チ 省令第十三条第三項の規定による申請内容の変更の届出に係る事実についての審査</p> <p>リ 省令第二十六条の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理及び医療受給者証の再交付</p> <p>ヌ 省令第二十七条第三項の規定による発見した医療受給者証の受領</p>	<p>船橋市及び柏市</p>
<p>四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第七条の規定による健康診断の実施</p> <p>ロ 法第八条の規定による記録の作成及び保存</p> <p>ハ 法第九条の規定による指導</p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>
<p>五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下この号において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号。以下この号において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>

- イ 法第二条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請の受理
- ロ 法第十七条第一項の規定による医療費の支給に係る申請の受理
- ハ 法第十八条第一項の規定による一般疾病医療費の支給に係る申請の受理
- ニ 法第十九条第一項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定に係る申請の受理
- ホ 法第十九条第二項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退に係る申出の受理
- ヘ 法第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項並びに第二十八条第二項及び第三項ただし書の規定による手当の支給の認定に係る申請の受理
- ト 政令第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定による居住地の変更の届出の受理
- チ 政令第八条第一項の規定による原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定の申請の受理
- リ 政令第十一条第一項及び第二項の規定による医療機関の指定の申請の受理
- ヌ 政令第十二条（政令第十六条において準用する場合を含む。）の規定による名称の変更等の届出の受理
- ル 政令第十三条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出の受理
- ヲ 省令第七条第一項（省令附則第五条において準用する場合を含む。）の規定による氏名等の変更の届出の受理
- ワ 省令第七条の二第一項（省令附則第五条において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請の受理
- カ 省令第七条の二第三項（第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証について省令附則第五条において準用する場合を含む。）の規定による発見した被爆者健康手帳の受領
- コ 省令第八条（第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証について省令附則第五条において準用する場合を含む。）の規定による被爆者健康手帳の受領
- タ 省令第三十二条第一項の規定による健康状況の届出の受理
- レ 省令第三十四条（省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更の届出の受理
- ソ 省令第三十五条第一項、第三十五条の二及び第三十五条の三第一項（省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による居住地の変更の届出の受理
- ツ 省令第三十七条第一項（省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証書の再交付の申請の受理
- ネ 省令第三十七条第三項（省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による発見した証書の受領
- ナ 省令第三十九条（省令第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による失権の届出の受理

<p>ラ 省令第四十一条（省令第四十六条、第五十条、第五十四条、第六十三条第一項及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による死亡の届出の受理</p> <p>ム 省令第五十九条第一項の規定による額の改定の届出の受理</p> <p>ウ 省令第六十条第一項の規定による現況の届出の受理</p> <p>キ 省令第六十五条第一項の規定による介護手当の支給の申請の受理</p> <p>ノ 省令第六十六条、第六十七条第一項、第六十七条の二、第六十八条及び第六十九条の規定による介護手当継続支給対象者の行う届出の受理</p> <p>オ 省令第七十一条の規定による葬祭料の支給の申請の受理</p> <p>ク 省令附則第二条第二項の規定による第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の交付の申請の受理</p> <p>ヤ 省令附則第四条第一項、第四条の二第一項及び第四条の三第一項の規定による居住地の変更の届出の受理</p>	
<p>五の二 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下この号において「政令」という。）並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第十三条第一項及び第三項の規定による資金（法附則第三条第二項の規定により当該資金とみなされる資金を含む。）の貸付けに係る申請の受理</p> <p>ロ 法第十五条第一項（法第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による償還の免除に係る申請の受理</p> <p>ハ 法第三十一条の六第一項及び第三項の規定による資金の貸付けに係る申請の受理</p> <p>ニ 法第三十二条第一項及び第二項の規定による資金（法附則第六条第二項の規定により当該資金とみなされる資金を含む。）の貸付けに係る申請の受理</p> <p>ホ 政令第八条第三項ただし書の規定による繰上償還に係る申出の受理</p> <p>ヘ 政令第八条第五項の規定による据置期間の延長に係る申請の受理</p> <p>ト 政令第十九条第一項（政令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予に係る申請の受理</p> <p>チ 政令第三十一条の六第三項ただし書の規定による繰上償還に係る申出の受理</p> <p>リ 政令第三十一条の六第五項の規定による据置期間の延長に係る申請の受理</p> <p>ヌ 政令第三十七条第三項ただし書の規定による繰上償還に係る申出の受理</p> <p>ル 政令第三十七条第五項の規定による据置期間の延長に係る申請の受理</p> <p>ヲ イからルまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）</p>
<p>五の三 削除</p> <p>五の四 社会福祉法（昭和三十九年法律第四十五号。以下この号</p>	<p>我孫子市及び香取郡東庄</p>

において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(社会福祉法人が設置する軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設に限る。)に係るものに限る。)

イ 法第六十二条第一項の規定による社会福祉施設の設置の届出の受理

ロ 法第六十三条第一項の規定による変更の届出の受理

ハ 法第六十四条の規定による廃止の届出の受理

ニ 法第七十条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査

ホ 法第七十一条の規定による改善の命令

ヘ 法第七十二条第一項及び第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限及び停止の命令

五の五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム(介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に限る。)に係るものに限る。)

イ 法第十五条第四項の規定による特別養護老人ホームの設置の認可

ロ 法第十五条の二第二項の規定による変更の届出の受理

ハ 法第十六条第三項の規定による廃止、休止及び入所定員の減少の時期並びに入所定員の増加の認可

ニ 法第十八条第二項の規定による報告の徴収並びに質問及び立入検査

ホ 法第十九条第一項の規定による改善並びに停止及び廃止の命令並びに認可の取消し

ヘ 法第十九条第二項の規定による千葉県社会福祉審議会の意見の聴取

五の六 老人福祉法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第二十九条第一項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理

ロ 法第二十九条第二項の規定による変更の届出の受理

ハ 法第二十九条第三項の規定による廃止及び休止の届出の受理

ニ 法第二十九条第十一項の規定による報告の受理

ホ 法第二十九条第十二項の規定による公表

ヘ 法第二十九条第十三項の規定による報告の徴収並びに質問及び立入検査

ト 法第二十九条第十五項の規定による改善の命令

チ 法第二十九条第十六項の規定による事業の制限及び停止の命令

リ 法第二十九条第十七項の規定による公示

ヌ 法第二十九条第十八項の規定による通知

ル 法第二十九条第十九項の規定による援助

五の七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号。以下この号において「法」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この号において「改正法」という。)第七条の規定による改正前の法(以下この号において「旧法」という。)並び

町

我孫子市及び香取郡東庄町

我孫子市及び香取郡東庄町

各町村

に障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第十九条（法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査

ロ 改正法附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第三十五条の規定による届出の受理及び当該届出に係る事実についての審査

ハ 省令第五条及び第七条から第十条まで（省令第十三条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）（省令第十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び当該届出に係る事実についての審査

五の八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 我孫子市

の法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（指定障害福祉サービス事業者に係る事務にあつては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援及び共同生活援助を行う事業に係るものに限る。）

イ 法第二十九条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定

ロ 法第四十一条第一項の規定による指定の更新（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）

ハ 法第四十六条第一項の規定による名称等の変更及び事業の再開の届出の受理

ニ 法第四十六条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

ホ 法第四十七条の二第一項の規定による連絡調整及び援助（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）

ヘ 法第四十八条第一項の規定による報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査

ト 法第四十九条第一項の規定による勧告

チ 法第四十九条第三項の規定による公表（トに掲げる事務に係るものに限る。）

リ 法第四十九条第四項の規定による措置の命令（トに掲げる事務に係るものに限る。）

ヌ 法第四十九条第五項の規定による公示（リに掲げる事務に係るものに限る。）

ル 法第四十九条第六項の規定による通知の受理（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）

ヲ 法第五十条第一項の規定による指定の取消し及び効力の停止

ワ 法第五十条第二項の規定による通知の受理

カ 法第五十一条の規定による公示（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）

ヨ 法第五十一条の二第二項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）

タ 法第五十一条の二第三項の規定による変更の届出の受理（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）

- レ 法第五十一条の二第四項の規定による届出の受理（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）
- ロ 法第五十一条の三第一項の規定による報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）
- ツ 法第五十一条の三第三項の規定による権限の行使の要請（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）
- ネ 法第五十一条の四第一項の規定による勧告（指定障害福祉サービス事業者に係るものに限る。）
- ナ 法第五十一条の四第二項の規定による公表（ネに掲げる事務に係るものに限る。）
- ラ 法第五十一条の四第三項の規定による措置の命令（ネに掲げる事務に係るものに限る。）
- ム 法第五十一条の四第四項の規定による公示（ラに掲げる事務に係るものに限る。）
- ウ 法第五十一条の十四第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定
- キ 法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新
- ノ 法第五十一条の二十五第一項の規定による名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- オ 法第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- ク 法第五十一条の二十六第一項において準用する法第四十七条の二第一項の規定による連絡調整及び援助
- ヤ 法第五十一条の二十七第一項の規定による報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査
- マ 法第五十一条の二十八第一項の規定による勧告
- ケ 法第五十一条の二十八第三項の規定による公表
- フ 法第五十一条の二十八第四項の規定による措置の命令
- コ 法第五十一条の二十八第五項の規定による公示
- エ 法第五十一条の二十八第六項の規定による通知の受理
- テ 法第五十一条の二十九第一項の規定による指定の取消し及び効力の停止
- ア 法第五十一条の二十九第三項の規定による通知の受理
- サ 法第五十一条の三十第一項の規定による公示
- キ 法第五十一条の三十一第二項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理
- ユ 法第五十一条の三十一第三項の規定による変更の届出の受理
- メ 法第五十一条の三十一第四項の規定による届出の受理
- ミ 法第五十一条の三十二第一項の規定による報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査
- シ 法第五十一条の三十二第三項の規定による権限の行使の要請
- エ 法第五十一条の三十三第一項の規定による勧告
- ヒ 法第五十一条の三十三第二項の規定による公表
- モ 法第五十一条の三十三第三項の規定による措置の命令
- セ 法第五十一条の三十三第四項の規定による公示

五の九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この号において「法」という。）及び障害者の日

各市町村（千葉市を除く。）

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（精神通院医療に係るものに限る。）

イ 法第五十三条第一項の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査

ロ 法第五十六条第二項の規定による支給認定の変更の認定に係る同条第一項の申請に係る事実についての審査

ハ 政令第三十二条第一項の規定による変更の届出に係る事実についての審査

五の十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援及び共同生活援助を行う事業に限る。）並びに一般相談支援事業及び特定相談支援事業に係るものに限る。）

イ 法第七十六条の三第一項の規定による報告の受理
ロ 法第七十六条の三第二項の規定による公表
ハ 法第七十六条の三第三項の規定による調査
ニ 法第七十六条の三第四項の規定による報告等の命令
ホ 法第七十六条の三第六項の規定による指定の取消し及び効力の停止
ヘ 法第七十六条の三第八項の規定による公表
ト 法第七十九条第二項の規定による事業の開始の届出の受理
チ 法第七十九条第三項の規定による変更の届出の受理
リ 法第七十九条第四項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

イ 法第七十六条の三第一項の規定による報告の受理

ロ 法第七十六条の三第二項の規定による公表

ハ 法第七十六条の三第三項の規定による調査

ニ 法第七十六条の三第四項の規定による報告等の命令

ホ 法第七十六条の三第六項の規定による指定の取消し及び効力の停止

ヘ 法第七十六条の三第八項の規定による公表

ト 法第七十九条第二項の規定による事業の開始の届出の受理

チ 法第七十九条第三項の規定による変更の届出の受理

リ 法第七十九条第四項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

ヌ 法第八十一条第一項の規定による報告等の要求並びに質問及び立入検査

ル 法第八十二条第一項の規定による事業の制限及び停止の命令

六 千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和四十五年千葉県条例第十六号。以下この号において「条例」という。）、千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例（昭和六十一年千葉県条例第六号。以下この号において「改正条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 条例第五条第一項の規定による加入の申込みの受理
ロ 条例第七条第一項の規定による口数の追加の申込みの受理
ハ 条例第八条第一項及び第二項並びに改正条例附則第二項の規定による掛金の徴収
ニ 条例第十条第一項の規定による年金の支給（支払に限る。）
ホ 条例第十六条第一項の規定による弔慰金の支給（支払に限る。）
ヘ 条例第十六条の二第一項の規定による脱退一時金の支給（支払に限る。）
ト 条例第十七条第一項の規定による特別弔慰金の支給（支払に限る。）
チ 条例第二十条第一項第四号の規定による脱退の申出の受理
リ 条例第二十条第二項第一号の規定による口数の減少の申出

イ 条例第五条第一項の規定による加入の申込みの受理

ロ 条例第七条第一項の規定による口数の追加の申込みの受理

ハ 条例第八条第一項及び第二項並びに改正条例附則第二項の規定による掛金の徴収

ニ 条例第十条第一項の規定による年金の支給（支払に限る。）

ホ 条例第十六条第一項の規定による弔慰金の支給（支払に限る。）

ヘ 条例第十六条の二第一項の規定による脱退一時金の支給（支払に限る。）

ト 条例第十七条第一項の規定による特別弔慰金の支給（支払に限る。）

チ 条例第二十条第一項第四号の規定による脱退の申出の受理

リ 条例第二十条第二項第一号の規定による口数の減少の申出

<p>の受理 ヌ 条例第二十一条第一項から第四項までの規定による届出の受理</p>	
<p>ル イからヌまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	
<p>七 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十二条の三の規定による業務の停止及び禁止</p>	千葉市、船橋市及び柏市
<p>八 医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下この号において「法」という。）及び医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	千葉市、船橋市及び柏市
<p>イ 法第六条第三項の規定による氏名等の届出の受理</p>	
<p>ロ 政令第三条の規定による免許の申請の受理（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）</p>	
<p>ハ 政令第五条第二項の規定による医籍の訂正の申請の受理</p>	
<p>ニ 政令第六条第一項の規定による医籍の登録抹消の申請の受理</p>	
<p>ホ 政令第八条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p>	
<p>ヘ 政令第九条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p>	
<p>ト 政令第九条第五項の規定による発見した免許証の受領</p>	
<p>チ 政令第十条の規定による免許証の受領</p>	
<p>九 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下この号において「法」という。）及び歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	千葉市、船橋市及び柏市
<p>イ 法第六条第三項の規定による氏名等の届出の受理</p>	
<p>ロ 政令第三条の規定による免許の申請の受理（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）</p>	
<p>ハ 政令第五条第二項の規定による歯科医籍の訂正の申請の受理</p>	
<p>ニ 政令第六条第一項の規定による歯科医籍の登録抹消の申請の受理</p>	
<p>ホ 政令第八条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p>	
<p>ヘ 政令第九条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p>	
<p>ト 政令第九条第五項の規定による発見した免許証の受領</p>	
<p>チ 政令第十条の規定による免許証の受領</p>	
<p>十 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下この号において「法」という。）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	千葉市、船橋市及び柏市
<p>イ 法第八条の規定による准看護師の免許に係る申請の受理</p>	

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。)

ロ 法第三十三条の規定による氏名等の届出の受理(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う届出の受理を除く。)

ハ 政令第一条の三第一項の規定による保健師、助産師及び看護師の免許の申請の受理(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。)

ニ 政令第三条第三項の規定による准看護師籍の訂正の申請の受理

ホ 政令第三条第五項の規定による保健師籍、助産師籍及び看護師籍並びに准看護師籍の訂正の申請の受理

ヘ 政令第四条第二項の規定による准看護師籍の登録抹消の申請の受理

ト 政令第四条第三項の規定による保健師籍、助産師籍及び看護師籍並びに准看護師籍の登録抹消の申請の受理

チ 政令第五条第一項の規定による准看護師籍の登録抹消の申請の受理

リ 政令第五条第二項の規定による保健師籍、助産師籍及び看護師籍並びに准看護師籍の登録抹消の申請の受理

ヌ 政令第六条第二項の規定による准看護師の免許証の書換え交付の申請の受理

ル 政令第六条第四項の規定による保健師、助産師及び看護師並びに准看護師の免許証の書換え交付の申請の受理

ヲ 政令第七条第二項の規定による准看護師の免許証の再交付の申請の受理

ワ 政令第七条第五項の規定による発見した准看護師の免許証の受領

カ 政令第七条第六項の規定による保健師、助産師及び看護師並びに准看護師の免許証の再交付の申請の受理並びに発見した免許証の受領

ヨ 政令第八条第二項及び第四項の規定による准看護師の免許証の受領

タ 政令第八条第五項の規定による保健師、助産師及び看護師並びに准看護師の免許証の受領

十一 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第六条第三項の規定による氏名等の届出の受理(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う届出の受理を除く。)

千葉市、船橋市及び柏市

十一の二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「政令」という。)及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この号において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務

千葉市

- イ 法第四条第一項の規定による地域医療支援病院と称することの承認
- ロ 法第四条第二項の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取
- ハ 法第七条の二第三項の規定による措置の命令
- ニ 法第七条の二第六項の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取（ハに掲げる事務に係るものに限る。）
- ホ 法第十二条の二第一項の規定による地域医療支援病院の開設者からの業務に関する報告書の受理
- ヘ 法第十二条の二第二項の規定による報告書の内容の公表
- ト 法第二十四条第一項の規定による病院（地域医療支援病院に限る。）の使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令（法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）
- チ 法第二十九条第三項の規定による地域医療支援病院の承認の取消し
- リ 法第二十九条第六項の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取
- ヌ 法第三十条の規定による弁明の機会の付与（ト及びチに掲げる事務に係るものに限る。）
- ル 法第三十条の十一の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取及び勧告
- ヲ 法第三十五条第一項の規定による公的医療機関の開設者及び管理者に対する命令
- ワ 法第三十五条第二項の規定による公的医療機関の開設者に対する指示
- カ 省令第六条の二ただし書の規定による認定
- 十二 医療法第二十七条の規定による病院等の構造設備の検査
- 十二の二 医療法（以下この号において「法」という。）、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法（以下この号において「旧法」という。）、医療法施行令（以下この号において「政令」という。）及び医療法施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（二以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。）
 - イ 法第四十二条の二第一項の規定による社会医療法人の認定
 - ロ 法第四十二条の二第二項（法第四十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取
 - ハ 法第四十二条の三第一項の規定による実施計画の認定
 - ニ 法第四十四条第一項の規定による医療法人の設立の認可
 - ホ 法第四十四条第三項の規定による寄附行為の補充
 - ヘ 法第四十五条第二項の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取
 - ト 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による理事の定数の特例の認可
 - チ 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可
 - リ 法第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三

船橋市及び柏市
千葉市

- 項において準用する場合を含む。)の規定による選任
- ヌ 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可
- ル 法第四十六条の八第四号の規定による監事の報告の受理
- ヲ 法第五十二条第一項の規定による同項各号に掲げる書類の届出の受理
- ワ 法第五十二条第二項の規定による定款若しくは寄附行為又は同条第一項の届出に係る書類を閲覧に供する事務
- カ 法第五十四条の九第三項の規定による定款及び寄附行為の変更の認可
- ヨ 法第五十四条の九第五項の規定による変更した定款及び寄附行為の届出の受理
- タ 法第五十五条第六項の規定による解散の認可
- レ 法第五十五条第七項（法第五十八条の二第五項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）及び法第六十条の三第五項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取
- ソ 法第五十五条第八項の規定による解散の届出の受理
- ツ 法第五十六条の六の規定による清算中に就職した清算人の届出の受理
- ネ 法第五十六条の十一の規定による清算の終了の届出の受理
- ナ 法第五十六条の十二第三項の規定による意見を述べる事務及び調査
- ラ 法第五十六条の十二第四項の規定による意見を述べる事務
- ム 法第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による認可
- ウ 法第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）の規定による認可
- キ 法第六十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- ノ 法第六十四条第一項の規定による措置の命令
- オ 法第六十四条第二項の規定による業務の停止の命令及び役員解任の勧告
- ク 法第六十四条第三項の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取
- ヤ 法第六十四条の二第一項の規定による社会医療法人の認定の取消し及び収益業務の停止の命令
- マ 法第六十四条の二第二項（政令第五条の五の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取
- ケ 法第六十五条及び第六十六条第一項の規定による設立の認可の取消し
- フ 法第六十六条第二項の規定による千葉県医療審議会の意見の聴取
- コ 法第六十七条第一項の規定による弁明の機会の付与及び通知
- エ 法第六十七条第三項の規定による弁明の聴取をした者の意見の聴取
- テ 旧法第五十六条第二項及び第三項の規定による残余財産の処分の認可
- ア 政令第五条の五の四第一項の規定による実施計画の変更の

認定

- サ 政令第五条の五の四第三項の規定による実施計画の軽微な変更の届出の受理
- キ 政令第五条の五の五の規定による実施計画の実施状況を記載した書類等の受理
- ユ 政令第五条の五の六第一項の規定による実施計画の認定の取消し
- メ 政令第五条の十一第一項の規定による医療法人台帳を備える事務及び医療法人台帳への記載
- ミ 政令第五条の十一第二項の規定による医療法人台帳の記載事項の通知
- シ 政令第五条の十二の規定による登記事項及び登記の年月日の届出の受理
- エ 政令第五条の十三の規定による役員の変更の届出の受理
- ヒ 政令第五条の十四の規定による医療法人台帳等の保存
- モ 省令第三十八条第二項の規定による医療法人台帳の記載事項の訂正

十三 医療法（以下この号において「法」という。）船橋市及び柏市、良質な医療

を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の医療法（以下この号において「旧法」という。）及び医療法施行令（以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

- イ 法第四条第一項の規定による地域医療支援病院と称することの承認に係る申請の受理
- ロ 法第七条第一項の規定による病院の開設の許可に係る申請の受理
- ハ 法第七条第二項の規定による病院の病床数等の変更の許可に係る申請の受理
- ニ 法第七条第三項の規定による診療所の病床の設置及び病床数等の変更の許可に係る申請の受理
- ホ 法第八条の二第二項の規定による病院の休止及び再開の届出の受理
- ヘ 法第九条第一項の規定による病院の廃止の届出の受理
- ト 法第九条第二項の規定による病院の開設者の死亡及び失そうの届出の受理
- チ 法第十二条第一項ただし書の規定による病院の開設者以外の者に病院を管理させることの許可に係る申請の受理
- リ 法第十二条第二項の規定による他の病院等を管理する医師等に病院を管理させることの許可に係る申請の受理
- ヌ 法第十二条の二第一項の規定による地域医療支援病院の開設者からの業務に関する報告書の受理
- ル 法第十五条第三項の規定による病院へのエックス線装置の設置等の届出の受理
- ヲ 法第十六条ただし書の規定による医師の宿直の免除の許可に係る申請の受理
- ワ 法第十八条ただし書の規定による病院への専属の薬剤師の設置の免除の許可に係る申請の受理
- カ 法第四十二条の二第一項の規定による社会医療法人の認定に係る申請の受理

- ヨ 法第四十二条の三第一項の規定による実施計画の認定に係る申請の受理
- タ 法第四十四条第一項の規定による医療法人の設立の認可に係る申請の受理
- レ 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による理事の定数の特例の認可に係る申請の受理
- ソ 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可に係る申請の受理
- ツ 法第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による選任の請求の受理
- ネ 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可に係る申請の受理
- ナ 法第四十六条の八第四号の規定による監事の報告の受理
- ラ 法第五十二条第一項の規定による同項各号に掲げる書類の届出の受理
- ム 法第五十四条の九第三項の規定による定款及び寄附行為の変更の認可に係る申請の受理
- ウ 法第五十四条の九第五項の規定による変更した定款及び寄附行為の届出の受理
- キ 法第五十五条第六項の規定による解散の認可に係る申請の受理
- ノ 法第五十五条第八項の規定による解散の届出の受理
- オ 法第五十六条の六の規定による清算中に就職した清算人の届出の受理
- ク 法第五十六条の十一の規定による清算の結了の届出の受理
- ヤ 法第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る申請の受理
- マ 法第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る申請の受理
- ケ 旧法第五十六条第二項及び第三項の規定による残余財産の処分の認可に係る申請の受理
- フ 政令第三条の三の規定による診療所の病床数等の届出の受理
- コ 政令第四条第一項の規定による病院の開設者の住所等の変更の届出の受理
- エ 政令第四条第二項の規定による診療所の病床数等の変更の届出の受理
- テ 政令第四条の二第一項の規定による病院の開設年月日等の届出の受理
- ア 政令第四条の二第二項の規定による病院の管理者の住所等の変更の届出の受理
- サ 政令第五条の五の四第一項の規定による実施計画の変更の認定に係る申請の受理
- キ 政令第五条の五の四第三項の規定による実施計画の軽微な変更の届出の受理
- ユ 政令第五条の五の五の規定による実施計画の実施状況を記載した書類等の受理
- メ 政令第五条の十二の規定による登記事項及び登記の年月日の届出の受理

<p>ミ 政令第五条の十三の規定による役員の変更の届出の受理</p> <p>十三の二 医療法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第六条の三第一項及び第二項の規定による報告の受理</p> <p>ロ 法第七十条第一項の規定による医療連携推進認定に係る申請の受理</p> <p>ハ 法第七十条の十二第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百条の規定による監事の報告の受理</p> <p>ニ 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定による書類の届出の受理</p> <p>ホ 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十五条第六項の規定による解散の認可に係る申請の受理</p> <p>ヘ 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十五条第八項の規定による解散の届出の受理</p> <p>ト 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十六条の六の規定による清算中に就職した清算人の届出の受理</p> <p>チ 法第七十条の十五において読み替えて準用する法第五十六条の十一の規定による清算の終了の届出の受理</p> <p>リ 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定による定款の変更の認可に係る申請の受理</p> <p>ヌ 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第五項の規定による変更した定款の届出の受理</p>	<p>千葉県市、船橋市及び柏市</p>
<p>十四 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 政令第一条第一項の規定による認定の申請の受理（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）</p> <p>ロ 政令第三条第二項の規定による認定証明書の再交付の申請の受理</p> <p>ハ 政令第三条第五項の規定による発見した認定証明書の受領</p> <p>ニ 政令第四条の規定による認定証明書の受領</p> <p>ホ 政令第五条第一項の規定による住所の変更の届出の受理</p>	<p>千葉県市、船橋市及び柏市</p>
<p>十五 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下この号において「法」という。）及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第二十八条第二項の規定による照射録を提出させる事務及び照射録の検査</p> <p>ロ 政令第一条の二の規定による免許の申請の受理（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）</p> <p>ハ 政令第一条の四第二項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請の受理</p> <p>ニ 政令第二条第一項の規定による診療放射線技師籍の登録の消除の申請の受理</p>	<p>千葉県市、船橋市及び柏市</p>

ホ 政令第三条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理

へ 政令第四条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理

十六 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号。以下この号において「法」という。）及び歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第六条第三項の規定による氏名等の届出の受理（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う届出の受理を除く。）

ロ 政令第一条の二の規定による免許の申請の受理

ハ 政令第三条第二項の規定による名簿の訂正の申請の受理

ニ 政令第四条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理

ホ 政令第五条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理

へ 政令第六条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理

ト 政令第六条第五項の規定による発見した免許証の受領

チ 政令第七条の規定による免許証の受領

十七 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号。以下この号において「政令」という。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号。以下この号において「旧令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 政令第一条の規定による免許の申請の受理（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）

ロ 政令第三条第二項の規定による名簿の訂正の申請の受理

ハ 政令第四条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理

ニ 政令第五条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理

ホ 政令第六条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理

へ 政令第六条第五項の規定による発見した免許証の受領

ト 政令第七条の規定による免許証の受領

チ 旧令第五条第二項の規定による名簿の訂正の申請の受理

リ 旧令第六条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理

ヌ 旧令第七条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理

ル 旧令第八条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理

千葉市、船橋市及び柏市

千葉市、船橋市及び柏市

<p> ヲ 旧令第八条第五項の規定による発見した免許証の受領 ワ 旧令第九条の規定による免許証の受領 十八 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 イ 政令第一条の規定による免許の申請の受理（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。） ロ 政令第三条第二項の規定による名簿の訂正の申請の受理 ハ 政令第四条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理 ニ 政令第五条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理 ホ 政令第六条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理 ヘ 政令第六条第五項の規定による発見した免許証の受領 ト 政令第七条の規定による免許証の受領 </p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>
<p> 十九 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 イ 政令第一条の規定による免許の申請の受理（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。） ロ 政令第三条第二項の規定による名簿の訂正の申請の受理 ハ 政令第四条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請の受理 ニ 政令第五条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理 ホ 政令第六条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理 ヘ 政令第六条第五項の規定による発見した免許証の受領 ト 政令第七条の規定による免許証の受領 </p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>
<p> 二十 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 イ 法第三条第一項の規定による土地の掘削の許可の申請の受理 ロ 法第五条第二項（法第十一条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可の有効期間の更新の申請の受理 ハ 法第六条第一項及び第七条第一項（法第十一条第二項及び第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の承認に係る申請の受理 ニ 法第七条の二第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による施設等の変更の許可の申請の受理 ホ 法第八条第一項（法第十一条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了及び廃止の届 </p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>

<p>出の受理</p> <p>へ 法第十一条第一項の規定による増掘及び動力の装置の許可の申請の受理</p> <p>ト 法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可の申請の受理</p> <p>チ 法第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定による地位の承継の承認に係る申請の受理</p> <p>リ 法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請の受理</p> <p>ヌ 法第十四条の六第二項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>ル 法第十四条の七第一項の規定による施設等の変更の許可の申請の受理</p> <p>ヲ 法第十四条の八第一項の規定による事業の廃止の届出の受理</p> <p>二十の二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下この号において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（特定毒物研究者に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第六条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可</p> <p>ロ 法第十条第二項の規定による届出の受理</p> <p>ハ 法第十五条の三の規定による回収等の命令</p> <p>ニ 法第十八条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査、質問及び収去</p> <p>ホ 法第十九条第四項の規定による許可の取消し及び業務の停止の命令</p> <p>へ 法第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定毒物の品名等の届出の受理</p> <p>ト 政令第三十四条の規定による許可証の交付</p> <p>チ 政令第三十五条第一項及び第二項の規定による許可証の書換え交付</p> <p>リ 政令第三十六条第一項及び第二項の規定による許可証の再交付</p> <p>ヌ 政令第三十六条第三項の規定による発見した許可証の受領</p> <p>ル 政令第三十六条の二第一項の規定による許可証の受領</p> <p>ヲ 政令第三十六条の四第二項の規定による通知</p> <p>ワ 政令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付</p> <p>カ 政令第三十六条の六の規定による通知</p> <p>二十一 毒物及び劇物取締法（以下この号において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第四条第二項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による製造業及び輸入業の登録の申請の受理</p> <p>ロ 法第四条第三項の規定による製造業及び輸入業の登録の更新に係る申請の受理</p> <p>ハ 法第七条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理</p> <p>ニ 法第十条第一項の規定による製造業者及び輸入業者に係る</p>	<p>船橋市及び柏市</p> <p>千葉市、船橋市及び柏市</p>
--	-----------------------------------

届出の受理

- ホ 法第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物使用者に係る特定毒物の品名等の届出の受理
 - ヘ 政令第十一条第一号、第十六条第一号、第二十二号第一号及び第二十八条第一号ロの規定による使用者の指定に係る申請の受理
 - ト 政令第十三条第一号ロ及びチ、第十八条第一号ロ、ニ及びヘ並びに第二十四条第一号ロ、ニ及びヘの規定による指導者の指定に係る申請の受理
 - チ 政令第三十条第二号イの規定による場所の指定に係る申請の受理
 - リ 政令第三十五条第一項及び第二項の規定による製造業者及び輸入業者に係る登録票の書換え交付の申請の受理
 - ヌ 政令第三十六条第一項及び第二項の規定による製造業者及び輸入業者に係る登録票の再交付の申請の受理
 - ル 政令第三十六条第三項の規定による製造業者及び輸入業者に係る発見した登録票の受領
 - ヲ 政令第三十六条の二第一項の規定による製造業者及び輸入業者に係る登録票の受領
- 二十二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務
- イ 法第九条第一項の規定による覚醒剤製造業者に係る届出の受理
 - ロ 法第九条第二項の規定による覚醒剤施用機関の開設者に係る届出の受理
 - ハ 法第九条第三項の規定による覚醒剤研究者に係る届出の受理
 - ニ 法第十条第一項及び第二項（法第三十条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による指定証の受領
 - ホ 法第十一条第一項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請の受理
 - ヘ 法第十一条第二項（法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による発見した指定証の受領
 - ト 法第十二条第一項から第三項まで（法第三十条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による氏名等の変更の届出の受理
 - チ 法第二十二号の二の規定による覚醒剤の廃棄の届出の受理
 - リ 法第二十三号の規定による覚醒剤に係る事故の届出の受理
 - ヌ 法第二十四号第一項及び第二項の規定による覚醒剤の品名等の報告の受理
 - ル 法第二十九号及び第三十条の規定による業務に関する報告の受理
 - ヲ 法第三十条の四第一項の規定による業務の廃止等の届出の受理
 - ワ 法第三十条の十二第一項第一号及び第二号の規定による保管する場所の届出の受理
 - カ 法第三十条の十三の規定による覚醒剤原料の廃棄の届出の

千葉市、船橋市及び柏市

受理

- ヨ 法第三十条の十四第一項の規定による覚醒剤原料に係る事故の届出の受理
- タ 法第三十条の十四第二項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出の受理
- レ 法第三十条の十四第三項の規定による医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出の受理
- ソ 法第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚醒剤原料の品名等の報告の受理
- ツ 法第三十六条第一項の規定による国及び地方公共団体の開設した覚醒剤施用機関に係る届出及び報告の受理並びに指定証の受領

二十二の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

千葉市、船橋市及び柏市

- イ 法第六条の二第二項の規定による地域連携薬局と称することの認定の申請の受理
- ロ 法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局と称することの認定の更新に係る申請の受理
- ハ 法第六条の三第二項の規定による専門医療機関連携薬局と称することの認定の申請の受理
- ニ 法第六条の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局と称することの認定の更新に係る申請の受理
- ホ 法第二十四条第一項の規定による医薬品の販売業（卸売販売業に限る。）の許可
- ヘ 法第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業（卸売販売業に限る。）の許可の更新
- ト 法第三十五条第四項ただし書の規定による他の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する者に営業所を管理させることの許可
- チ 法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の規定による卸売販売業の休廃止等の届出の受理
- リ 法第四十条の五第三項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請の受理
- ヌ 法第四十条の五第六項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新に係る申請の受理
- ル 法第四十条の七において準用する法第十条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理
- ヲ 法第六十九条第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問（医薬品の販売業者（卸売販売業の許可を受けた者に限る。以下この号において「卸売販売業者」という。）に係るものに限る。）
- ワ 法第七十条第一項の規定による廃棄等の命令（卸売販売業者に係るものに限る。）
- カ 法第七十二条第四項の規定による改善の命令及び使用の禁止（卸売販売業者に係るものに限る。）
- ヨ 法第七十二条の二の二の規定による措置の命令（卸売販売業者に係るものに限る。）
- タ 法第七十二条の四第一項及び第二項の規定による措置の命

- 令（卸売販売業者に係るものに限る。）
- レ 法第七十三条の規定による変更の命令（卸売販売業者に係るものに限る。）
- ソ 法第七十五条第一項の規定による許可の取消し及び業務の停止の命令（卸売販売業者に係るものに限る。）
- ツ 法第七十六条の規定による通知及び弁明等の機会の付与（卸売販売業者に係るものに限る。）
- ネ 法第七十九条第一項の規定による条件及び期限の付加及び変更（卸売販売業者に係るものに限る。）

二十二の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

- イ 政令第二条の八第二項の規定による認定証の書換え交付の申請の受理
- ロ 政令第二条の九第二項の規定による認定証の再交付の申請の受理
- ハ 政令第二条の九第三項の規定による発見した認定証の受領
- ニ 政令第二条の十の規定による認定証の受領
- ホ 政令第四十四条の規定による医薬品の販売業（卸売販売業に限る。以下この号において同じ。）の許可証の交付
- ヘ 政令第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付
- ト 政令第四十五条第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付の申請の受理
- チ 政令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付
- リ 政令第四十六条第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の再交付の申請の受理
- ヌ 政令第四十六条第三項の規定による発見した医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証の受領
- ル 政令第四十七条の規定による医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証の受領
- ヲ 政令第四十八条の規定による台帳を備える事務及び台帳への記載（医薬品の販売業に係るものに限る。）

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下この号において「法」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

- イ 法第八条の二第一項及び第二項の規定による報告の受理
- ロ 法第三十六条の八第二項の規定による登録に係る申請の受理
- ハ 省令第十六条の三第一項及び第三項の規定による地域連携薬局等の変更の届出の受理
- ニ 省令第一百五十九条の九第一項の規定による登録事項の変更の届出の受理
- ホ 省令第一百五十九条の十第一項の規定による登録の消除の申請の受理
- ヘ 省令第一百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録

千葉市、船橋市及び柏市

千葉市、船橋市及び柏市

<p>証の書換え交付の申請の受理</p> <p>ト 省令第百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請の受理</p> <p>チ 省令第百五十九条の十二第四項の規定による発見した販売従事登録証の受領</p> <p>リ 省令第百五十九条の十三の規定による販売従事登録証の受領</p>	
<p>二十四 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号。以下この号において「法」という。）及び薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第九条の規定による氏名等の届出の受理</p> <p>ロ 政令第三条の規定による免許の申請の受理</p> <p>ハ 政令第五条第二項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請の受理</p> <p>ニ 政令第六条第一項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請の受理</p> <p>ホ 政令第八条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p> <p>ヘ 政令第九条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>ト 政令第九条第五項の規定による発見した免許証の受領</p> <p>チ 政令第十条の規定による免許証の受領</p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>
<p>二十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第四十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可</p> <p>ロ 法第十条第二項の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の変更及び廃止の許可</p> <p>ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収</p> <p>ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善並びに使用の制限及び禁止の命令並びに許可の取消し</p>	<p>各町村</p>
<p>二十五の二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下この号において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第十二条の二第一項の規定による登録</p> <p>ロ 法第十二条の四の規定による登録の取消し</p> <p>ハ 法第十二条の五第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問</p> <p>ニ 省令第三十二条の規定による登録証明書の交付</p> <p>ホ 省令第三十三条第一項の規定による変更及び廃止の届出の受理</p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>
<p>二十六 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この号において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の動物の愛護</p>	<p>船橋市及び柏市</p>

- 及び管理に関する法律（以下この号において「旧法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務
- イ 法第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録
 - ロ 法第十一条第一項（法第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録
 - ハ 法第十一条第二項（法第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録をした旨の通知
 - ニ 法第十二条第二項（法第十三条第二項、第十四条第四項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録を拒否した旨の通知
 - ホ 法第十三条第一項の規定による登録の更新
 - ヘ 法第十四条第一項から第三項までの規定による変更の届出の受理
 - ト 法第十五条の規定による第一種動物取扱業者登録簿を閲覧に供する事務
 - チ 法第十六条第一項第一号から第四号まで（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第五号の規定による廃止等の届出の受理
 - リ 法第十七条の規定による登録の抹消
 - ヌ 法第十九条第一項の規定による登録の取消し及び業務の停止の命令
 - ル 法第二十一条の五第二項の規定による届出の受理
 - ヲ 法第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施
 - ワ 第二十二条の六の規定による検案書及び死亡診断書の提出の命令
 - カ 法第二十三条第一項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による勧告
 - ヨ 法第二十三条第三項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による公表
 - タ 法第二十三条第四項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による措置の命令
 - レ 法第二十四条第一項（法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査
 - ソ 法第二十四条の二第一項の規定による勧告
 - ツ 法第二十四条の二第二項の規定による措置の命令
 - ネ 法第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - ナ 法第二十四条の二の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受理
 - ラ 法第二十四条の三第一項及び第二項の規定による変更の届出の受理
 - ム 法第二十五条第一項の規定による指導及び助言
 - ウ 法第二十五条第二項の規定による勧告
 - キ 法第二十五条第三項の規定による措置の命令
 - ノ 法第二十五条第四項の規定による措置の命令及び勧告
 - オ 法第二十五条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - ク 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養及び保管

<p>の許可</p> <p>ヤ 法第二十七条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加</p> <p>マ 法第二十八条第一項の規定による変更の許可</p> <p>ケ 法第二十八条第三項の規定による軽微な変更等に係る届出の受理</p> <p>フ 法第二十九条の規定による許可の取消し</p> <p>コ 法第三十二条の規定による措置の命令</p> <p>エ 法第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>テ 旧法第二十八条第一項の規定による変更の許可</p> <p>ア 旧法第二十八条第二項において準用する旧法第二十七条第二項の規定による条件の付加</p> <p>サ 旧法第二十八条第三項の規定による軽微な変更等に係る届出の受理</p> <p>キ 旧法第二十九条の規定による許可の取消し</p> <p>ユ 旧法第三十二条の規定による措置の命令</p> <p>メ 旧法第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	
<p>二十六の二 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 省令第二条第五項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付</p> <p>ロ 省令第二条第六項の規定による登録証の再交付</p> <p>ハ 省令第二条第八項の規定による登録証の亡失の届出の受理</p> <p>ニ 省令第二条第九項の規定による登録証の受領</p> <p>ホ 省令第十五条第五項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付</p> <p>ヘ 省令第十五条第六項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付</p> <p>ト 省令第十五条第八項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の亡失の届出の受理</p> <p>チ 省令第十五条第九項（省令第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の受領</p> <p>リ 省令第十六条第一項の規定による届出の受理</p> <p>ヌ 省令第二十条第三号の規定による届出の受理</p>	<p>船橋市及び柏市</p>
<p>二十七 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第十二条の規定による措置の命令及び取扱いに従事することの停止</p> <p>ロ 条例第十三条第一項の規定による営業の認証</p> <p>ハ 条例第十三条第三項の規定による条件の付加</p> <p>ニ 条例第十三条第四項の規定による認証書の再交付</p> <p>ホ 条例第十三条第五項の規定による申請事項の変更の届出の受理</p> <p>ヘ 条例第十三条第六項の規定による認証書の書換え</p> <p>ト 条例第十六条の規定による認証の取消し</p> <p>チ 条例第十七条の規定による措置の命令及び営業の停止</p> <p>リ 条例第十八条第一項の規定による認証書の受領</p>	<p>千葉市、船橋市及び柏市</p>

<ul style="list-style-type: none"> ヌ 条例第十八条第三項の規定による営業の廃止の届出の受理及び認証書の受領 ル 条例第十九条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収 	
<p>二十八 削除</p> <p>二十八の二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第五条第二項の規定による主務大臣への届出の受理 ロ 法第五条第三項の規定による主務大臣への届出の経由及び意見を付する事務 	<p>千葉市（当該市の区域内に存する事業所に係るものに限る。）</p>
<p>二十九 千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 条例第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による特定施設の設置等の届出の受理 ロ 条例第二十三条第一項の規定による構造等の変更の届出の受理 ハ 条例第二十四条の規定による計画の変更及び廃止の命令 ニ 条例第二十五条第二項の規定による期間の短縮 ホ 条例第二十六条の規定による氏名等の変更及び特定施設の使用の廃止の届出の受理 ヘ 条例第二十七条第三項の規定による地位の承継の届出の受理 ト 条例第二十九条の規定による改善及び一時停止の命令 チ 条例第三十一条第一項の規定による事故の状況及び講じた措置の概要の届出の受理 リ 条例第三十一条第二項の規定による応急措置の命令 ヌ 条例第三十六条の規定による報告の徴収 ル 条例第三十七条第一項の規定による立入検査 ヲ 条例第六十条第一項の規定による調査の請求の受理（汚水及び廃液に係るものに限る。） ワ 条例第六十条第二項の規定による状況等の調査及び結果の通知（汚水及び廃液に係るものに限る。） 	<p>市川市、松戸市及び市原市</p>
<p>三十 千葉県環境保全条例（以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計）が二十一平方センチメートル未満の揚水施設に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 条例第三十九条の規定による地下水の採取の許可 ロ 条例第四十一条第三項の規定による条件の付加 ハ 条例第四十二条第三項の規定による氏名等の届出の受理 ニ 条例第四十二条第四項の規定による措置の命令 ホ 条例第四十三条の規定による氏名等の変更の届出の受理 ヘ 条例第四十四条第三項の規定による地位の承継の届出の受理 ト 条例第四十五条の規定による許可の失効事由に該当した旨の届出の受理 チ 条例第四十六条第一項の規定による許可の取消し リ 条例第四十六条第二項の規定による措置の命令 	<p>市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市及び山武市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、山武郡芝山町並びに長生郡長柄町</p>

<ul style="list-style-type: none"> ヌ 条例第四十七条第一項の規定による報告の受理 ル 条例第五十三条の規定による報告の徴収 ヲ 条例第五十四条第一項の規定による立入検査 ワ 条例第六十条第一項の規定による調査の請求の受理（地下水の採取の規制に係るものに限る。） カ 条例第六十条第二項の規定による状況等の調査及び結果の通知（地下水の採取の規制に係るものに限る。） ヨ イからカまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	
<p>三十一 千葉県環境保全条例（以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計）が二十一平方センチメートル未満の揚水施設に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 条例第四十条第一項の規定による地下水の採取の許可の申請の受理 ロ 条例第四十二条第三項の規定による氏名等の届出の受理 ハ 条例第四十三条の規定による氏名等の変更の届出の受理 ニ 条例第四十四条第三項の規定による地位の承継の届出の受理 ホ 条例第四十五条の規定による許可の失効事由に該当した旨の届出の受理 ヘ 条例第四十七条第一項の規定による報告の受理 ト 条例第六十条第一項の規定による調査の請求の受理（地下水の採取の規制に係るものに限る。） 	<p>市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市及び山武市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、山武郡芝山町並びに長生郡長柄町</p>
<p>三十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第十九条第一項の規定による飼養の登録 ロ 法第十九条第三項の規定による登録票の交付 ハ 法第十九条第五項の規定による登録の有効期間の更新 ニ 法第十九条第六項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付 ホ 法第二十条第三項の規定による譲受け及び引受けをした旨の届出の受理 ヘ 法第二十一条第一項の規定による登録票の受領 ト 法第二十二条第一項の規定による措置の命令 チ 法第二十二条第二項の規定による登録の取消し リ 法第二十四条第一項の規定による販売の許可 ヌ 法第二十四条第四項の規定による条件の付加 ル 法第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付 ヲ 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付 ワ 法第二十四条第八項の規定による販売許可証の受領 カ 法第二十四条第九項の規定による措置の命令 ヨ 法第二十四条第十項の規定による許可の取消し タ 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収（リに掲げる事務に係るものに限る。） レ 法第七十五条第三項の規定による立入検査（イ及びリに掲 	<p>各市町村</p>

<p>げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ソ 省令第二十条第五項の規定による氏名等の変更の届出の受理</p> <p>ツ 省令第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受理</p> <p>ネ 省令第二十四条第五項の規定による氏名等の変更の届出の受理</p> <p>ナ 省令第二十四条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理</p>	
<p>三十三 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（販売業者（卸売業者を除く。）に係るもの限り、イからニまでに掲げる事務及びホに掲げる報告の徴収にあっては、当該販売業者の主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにあるものに限る。）</p> <p>イ 法第四条第一項の規定による指示</p> <p>ロ 法第四条第三項の規定による公表</p> <p>ハ 法第十条第一項の規定による申出の受理</p> <p>ニ 法第十条第二項の規定による調査</p> <p>ホ 法第十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	各町村
<p>三十四 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第四十条第一項の規定による報告の徴収</p> <p>ロ 法第四十一条第一項の規定による立入検査</p> <p>ハ 法第四十二条第一項の規定による特定製品又は特定保守製品の提出の命令</p>	各町村
<p>三十四の二 千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第十一条第二項の規定による勧告</p> <p>ロ 条例第十一条第三項の規定による命令</p> <p>ハ 条例第二十三条の四第一項の規定による立入調査、資料の提出の要求及び質問（図書等の販売等を業とする者又は条例第二十三条の三第一項各号に掲げる営業を営む者に係るものに限る。）</p> <p>ニ 条例第二十三条の七の規定による勧告</p> <p>ホ 条例第二十三条の八第一項の規定による公表</p> <p>ヘ 条例第二十三条の九第一項の規定による立入調査、資料の提出の要求及び質問</p>	千葉市、銚子市及び富津市並びに夷隅郡大多喜町
<p>三十五 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。）を行う者に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第四十五条第一項の規定による報告の徴収</p> <p>ロ 法第四十六条第一項の規定による立入検査及び質問</p> <p>ハ 法第四十六条の二第一項の規定による電気用品の提出の命令</p>	各町村
<p>三十五の二 計量法（平成四年法律第五十一号。以下この号にお</p>	千葉市

いて「法」という。)及び計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号。以下この号において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第二百二十七条第一項の規定による適正計量管理事業所の指定

ロ 法第二百二十七条第四項の規定による検査の結果の報告の受理

ハ 法第三百三十一条の規定による措置の命令

ニ 法第三百三十二条の規定による指定の取消し

ホ 法第三百三十三条において準用する法第六十二条の規定による変更の届出等の受理

ヘ 法第三百三十三条において準用する法第六十五条の規定による廃止の届出の受理

ト 法第四百七条第一項の規定による報告の徴収(適正計量管理事業所の指定を受けた者に係るものに限る。)

チ 法第四百八条第一項の規定による立入検査及び質問(適正計量管理事業所の指定を受けた者に係るものに限る。)

リ 省令第九十六条の規定による報告書の受理(適正計量管理事業所の指定を受けた者に係るものに限る。)

三十五の三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。)及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号。以下この号において「改正法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域が二以上の市町の区域にわたるもの及び同一の事業の目的に供するための農地又は採草放牧地の区域の面積が二ヘクタールを超えるものに係るものを除く。)

千葉市、流山市及び我孫子市

イ 法第四条第一項の規定による農地の転用の許可

ロ 法第四条第七項の規定による条件の付加

ハ 法第四条第八項の規定による協議

ニ 法第四条第九項(法第五条第五項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

ホ 法第五条第一項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定及び移転の許可

ヘ 法第五条第三項において準用する法第三条第五項の規定による条件の付加

ト 法第五条第四項の規定による協議

チ 法第四十九条第一項の規定による調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転(イ、ハ、ホ、ト、ヲ及びカに掲げる事務に係るものに限る。)

リ 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示(チに掲げる事務に係るものに限る。)

ヌ 法第四十九条第五項の規定による損失の補償(チに掲げる事務に係るものに限る。)

ル 法第五十条の規定による報告の徴収(イからヌまで及びワからカまでに掲げる事務に係るものに限る。)

ヲ 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分

ワ 法第五十一条第二項の規定による命令書の交付

カ 法第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置及び公告

<p>ヨ 改正法附則第四十一条第二項の規定による意見の聴取</p> <p>三十五の四 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第十八条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第十八条第一項の規定による認可</p> <p>ロ 法第十八条第七項の規定による通知及び公告</p>	<p>木更津市、勝浦市及び南房総市並びに香取郡神崎町及び東庄町、山武郡芝山町、長生郡長生村並びに夷隅郡大多喜町</p>
<p>三十五の五 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第十八条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地（イに掲げる土地にあっては、同一の事業の目的に供するための権利の設定又は移転が行われる区域の面積が二ヘクタールを超えるものに限る。）のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第十八条第一項の規定による認可</p> <p>ロ 法第十八条第七項の規定による通知及び公告</p>	<p>我孫子市</p>
<p>三十五の六 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条の三の規定による清算金の徴収及び支払（県営土地改良事業（施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に係るもの（同法第八十九条の二第十一項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。）</p>	<p>茂原市及び南房総市並びに長生郡長南町及び夷隅郡大多喜町</p>
<p>三十六 土地改良法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>イ 法第九十五条第三項において準用する法第八条第一項の規定による審査、適否の決定及び通知</p> <p>ロ 法第九十五条第三項において準用する法第八条第六項の規定による公告並びに土地改良事業計画書及び規約の写しの縦覧</p> <p>ハ 法第九十五条第三項において準用する法第九条第一項の規定による異議の申出の受理</p> <p>ニ 法第九十五条第三項において準用する法第九条第二項の規定による決定</p> <p>ホ 法第九十五条第三項において準用する法第九条第四項の規定による申請の却下</p> <p>ヘ 法第九十五条第三項において準用する法第十条第一項の規定による土地改良事業の認可</p> <p>ト 法第九十五条第四項の規定による公告</p> <p>チ 法第九十五条の二第三項において準用する法第八条第一項の規定による審査、適否の決定及び通知</p> <p>リ 法第九十五条の二第三項において準用する法第八条第六項の規定による公告並びに土地改良事業計画書及び規約の写しの縦覧</p> <p>ヌ 法第九十五条の二第三項において準用する法第九条第一項の規定による異議の申出の受理</p> <p>ル 法第九十五条の二第三項において準用する法第九条第二項の規定による決定</p>	<p>千葉市</p>

- ヲ 法第九十五条の二第三項において準用する法第九条第四項の規定による申請の却下
- ワ 法第九十五条の二第三項において準用する法第十条第一項の規定による土地改良事業の計画の変更及び土地改良事業の廃止の認可
- カ 法第九十五条の二第三項において準用する法第四十八条第十項の規定による手続の省略に係る認定
- ヨ 法第九十五条の二第三項において準用する法第四十八条第十一項の規定による公告
- タ 法第九十六条において準用する法第五十二条第一項の規定による換地計画の認可
- レ 法第九十六条において準用する法第五十二条の二第一項の規定による審査、適否の決定及び通知
- ソ 法第九十六条において準用する法第五十二条の二第三項の規定による農業委員会の意見の聴取
- ツ 法第九十六条において準用する法第五十二条の二第四項において準用する法第八条第六項の規定による公告及び換地計画書の写しの縦覧
- ネ 法第九十六条において準用する法第五十二条の三第一項の規定による異議の申出の受理
- ナ 法第九十六条において準用する法第五十二条の三第二項において準用する法第九条第二項の規定による決定
- ラ 法第九十六条において準用する法第五十二条の三第二項において準用する法第九条第四項の規定による申請の却下
- ム 法第九十六条において準用する法第五十三条の四第一項の規定による換地計画の変更の認可
- ウ 法第九十六条において準用する法第五十三条の四第二項において準用する法第五十二条の二第一項の規定による審査、適否の決定及び通知
- キ 法第九十六条において準用する法第五十三条の四第二項において準用する法第五十二条の二第三項の規定による農業委員会の意見の聴取
- ノ 法第九十六条において準用する法第五十三条の四第二項において準用する法第五十二条の二第四項において準用する法第八条第六項の規定による公告及び換地計画書の写しの縦覧
- オ 法第九十六条において準用する法第五十三条の四第二項において準用する法第五十二条の三第一項の規定による異議の申出の受理
- ク 法第九十六条において準用する法第五十三条の四第二項において準用する法第五十二条の三第二項において準用する法第九条第二項の規定による決定
- ヤ 法第九十六条において準用する法第五十三条の四第二項において準用する法第五十二条の三第二項において準用する法第九条第四項の規定による申請の却下
- マ 法第九十六条において準用する法第五十四条第三項の規定による届出の受理
- ケ 法第九十六条において準用する法第五十四条第四項の規定による公告
- フ 法第九十六条において準用する法第五十四条第五項の規定による通知

- コ 法第百十三条の三第一項の規定による工事の着手及び完了の届出の受理（法第九十五条第一項の規定による土地改良事業に係るものに限る。）
- エ 法第百十三条の三第二項の規定による公告（法第九十五条第一項の規定による土地改良事業に係るものに限る。）
- テ 法第百二十二条第二項ただし書の規定による許可（法第九十五条第一項の規定による土地改良事業に係るものに限る。）
- ア 法第百三十二条第一項の規定による報告の徴収及び検査（法第三条に規定する資格を有する者に係るものに限る。）
- サ 法第百三十四条第一項の規定による措置の命令（法第三条に規定する資格を有する者に係るものに限る。）

三十七 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下この号

において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第一項に規定する市町村道及び河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）第百条第一項に規定する準用河川の用に供されている国有財産に係るものに限る。）

イ 法第三十一条の二第一項の規定による他人の占有する土地への立入り

ロ 法第三十一条の二第二項の規定による通知及び公告

ハ 法第三十一条の三第一項の規定による隣接地の所有者との協議

ニ 法第三十一条の三第三項の規定による境界の確定

ホ 法第三十一条の四第一項の規定による調査

ヘ 法第三十一条の四第二項の規定による境界の決定

ト 法第三十一条の四第五項の規定による通知及び公告

チ 法第三十一条の五第三項の規定による通知及び公告

三十八 国有財産法（以下この号において「法」という。）に基づ

く事務のうち、次に掲げる事務（道路法第十七条第一項の規定により千葉市が管理する一般国道及び県道並びに河川法第十条第二項の規定により千葉市長が管理する二級河川の用に供されている国有財産に係るものに限る。）

イ 法第三十一条の二第一項の規定による他人の占有する土地への立入り

ロ 法第三十一条の二第二項の規定による通知及び公告

ハ 法第三十一条の三第一項の規定による隣接地の所有者との協議

ニ 法第三十一条の三第三項の規定による境界の確定

ホ 法第三十一条の四第一項の規定による調査

ヘ 法第三十一条の四第二項の規定による境界の決定

ト 法第三十一条の四第五項の規定による通知及び公告

チ 法第三十一条の五第三項の規定による通知及び公告

三十八の二 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百

十六条第一項及び第二項の規定による登記の嘱託（河川法第十条第二項の規定により千葉市長が管理する二級河川の用に供されている国有財産及び当該二級河川の用に供される国有財産となる不動産に係るものに限る。）

三十八の三 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四

十五号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（千葉市

中央区中央港一丁目に所在する港湾施設（規則で定めるものに限る。）に係るものに限る。）

- イ 条例第四条第一項の規定による許可
- ロ 条例第五条第一項の規定による許可
- ハ 条例第六条第一項（条例第十一条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可
- ニ 条例第六条第二項（条例第十一条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
- ホ 条例第七条第一項の規定による決定
- ヘ 条例第七条第二項の規定による許可
- ト 条例第七条第三項の規定による届出の受理
- チ 条例第八条（条例第十一条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- リ 条例第十一条第一項ただし書の規定による認定
- ヌ 条例第十一条第二項の規定による検査
- ル 条例第十一条の二第二号の規定による指定
- ヲ 条例第十一条の二第三号の規定による場所及び時間並びに車両の指定
- ワ 条例第十一条の二第四号の規定による指定
- カ 条例第十一条の三第一項の規定による許可
- ヨ 条例第十二条の規定による届出の受理
- タ 条例第十三条第一項の規定による許可の取消し及び許可に付した条件の変更並びに行爲の中止等の命令
- レ 条例第十三条第二項の規定による許可の取消し
- ソ 条例第十三条第三項の規定による処分及び措置の命令
- ツ 条例第十三条の二（条例第四条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取
- ネ 条例第十三条の三（条例第四条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の受理
- ナ 条例第十三条の四の規定による照会等
- ラ 条例第十四条の規定による報告の徴収等（条例第三条の規定による入港届を提出した者に係るものを除く。）
- ム 条例第十五条ただし書の規定による届出の受理
- ウ 条例第十六条の規定による移動の命令
- キ 条例第十七条の規定による補修の命令
- ノ イからキまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

三十九 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

- イ 法第十二条の規定による路外駐車場の設置及び届出事項の変更の届出の受理
- ロ 法第十三条第一項の規定による管理規程の届出の受理
- ハ 法第十三条第四項の規定による管理規程の変更の届出の受理
- ニ 法第十四条の規定による路外駐車場の休止等の届出の受理
- ホ 法第十八条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査
- ヘ 法第十九条の規定による是正の命令及び停止の命令

四十 削除

四十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下この号にお

印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡多古町及び東庄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、長生村、白子町及び長南町並びに夷隅郡御宿町

印旛郡酒々井町及び栄町、

<p>いて「法」という。)及び都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号。以下この号において「省令」という。)並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	<p>香取郡多古町及び東庄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、長生村、白子町及び長南町並びに夷隅郡御宿町</p>
<p>イ 法第五十三条第一項の規定による建築物の建築の許可に係る申請の受理 ロ 法第五十三条第二項において準用する法第五十二条の二第二項の規定による協議に係る申出の受理 ハ 省令第六十条の規定による証明書等の交付に係る申請の受理(法第五十三条第一項の許可に係るものに限る。)</p>	
<p>四十二 都市計画法(以下この号において「法」という。)、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号。以下この号において「政令」という。)及び都市計画法施行規則(以下この号において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	<p>市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市及び大網白里市</p>
<p>イ 法第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可 ロ 法第三十四条第十三号の規定による既存の権利者からの届出の受理 ハ 法第三十四条第十四号(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開発審査会への付議 ニ 法第三十四条の二第一項の規定による開発行為の協議 ホ 法第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可 ヘ 法第三十五条の二第三項の規定による軽微な変更の届出の受理 ト 法第三十六条第一項の規定による工事の完了の届出の受理 チ 法第三十六条第二項の規定による工事の検査及び検査済証の交付 リ 法第三十六条第三項の規定による工事完了の公告 ヌ 法第三十七条第一号の規定による建築制限等の解除の承認 ル 法第三十八条の規定による工事の廃止の届出の受理 ヲ 法第四十一条第一項(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建蔽率等の指定 ワ 法第四十一条第二項ただし書(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築の許可 カ 法第四十二条第一項ただし書及び第四十三条第一項の規定による建築物等の建築等の許可 ヨ 法第四十二条第二項及び第四十三条第三項の規定による建築物等の建築等の協議 タ 法第四十五条の規定による地位の承継の承認 レ 法第四十六条の規定による開発登録簿の調製及び保管 ソ 法第四十七条第一項(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿への登録 ツ 法第四十七条第二項及び第三項の規定による開発登録簿への付記 ネ 法第四十七条第四項の規定による開発登録簿の修正</p>	

- ナ 法第四十七条第五項の規定による開発登録簿の保管及び写しの交付
- ラ 法第八十条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言（イ、ホ、ヌ、ワ、カ及びタに掲げる事務に係るものに限る。）
- ム 法第八十一条第一項の規定による許可の取消し等の監督処分（イ、ホ、ヌ、ワ、カ及びタに掲げる事務に係るものに限る。）
- ウ 法第八十一条第二項の規定による措置及び公告（イ、ホ、ヌ、ワ、カ及びタに掲げる事務に係るものに限る。）
- キ 法第八十一条第三項の規定による公示
- ノ 法第八十二条第一項の規定による立入検査（イ、ホ、ヌ、ワ、カ及びタに掲げる事務に係るものに限る。）
- オ 政令第三十六条第一項第三号ホの規定による開発審査会への付議
- ク 省令第三十七条の規定による開発登録簿の閉鎖
- ヤ 省令第三十八条第一項の規定による閲覧所の設置
- マ 省令第三十八条第二項の規定による閲覧規則の制定等
- ケ 省令第六十条の規定による証明書等の交付（イ、ホ、ワ及びカに掲げる事務に係るものに限る。）
- 四十三 都市計画法（以下この号において「法」という。）及び都市計画法施行規則（以下この号において「省令」という。）並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務
 - イ 法第三十条第一項の規定による開発行為の許可の申請の受理
 - ロ 法第三十四条第十三号の規定による既存の権利者からの届出の受理
 - ハ 法第三十四条の二第一項の規定による開発行為の協議に係る申出の受理
 - ニ 法第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可に係る申請の受理
 - ホ 法第三十五条の二第三項の規定による軽微な変更の届出の受理
 - ヘ 法第三十六条第一項の規定による工事の完了の届出の受理
 - ト 法第三十七条第一号の規定による建築制限等の解除の承認に係る申請の受理
 - チ 法第三十八条の規定による工事の廃止の届出の受理
 - リ 法第四十一条第二項ただし書（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築の許可に係る申請の受理
 - ヌ 法第四十二条第一項ただし書及び第四十三条第一項の規定による建築物等の建築等の許可に係る申請の受理
 - ル 法第四十二条第二項及び第四十三条第三項の規定による建築物等の建築等の協議に係る申出の受理
 - ヲ 法第四十五条の規定による地位の承継の承認に係る申請の受理
 - ワ 省令第六十条の規定による証明書等の交付に係る申請の受理（法第五十三条第一項の規定による許可に係るものを除く。）

銚子市、館山市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市及びいすみ市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町

<p>カ イからワまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> <p>四十四 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第七条第一項の規定による工事の設計の確認</p> <p>ロ 条例第七条第五項及び第六項（条例第八条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>ハ 条例第八条第一項の規定による工事の設計の変更の確認</p> <p>ニ 条例第八条第二項の規定による工事施行者の変更の届出の受理</p> <p>ホ 条例第十条の規定による工事の廃止等の届出の受理</p> <p>ヘ 条例第十一条第一項の規定による工事完了の届出の受理</p> <p>ト 条例第十一条第二項の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付</p> <p>チ 条例第十一条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>リ 条例第十一条の二第三項の規定による地位の承継の承認</p> <p>ヌ 条例第十二条の規定による監督処分</p> <p>ル 条例第十三条第一項の規定による立入検査</p> <p>ヲ 条例第十四条の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告</p>	<p>市原市</p>
<p>四十五 宅地開発事業の基準に関する条例（以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第七条第三項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の設計の確認申請の受理</p> <p>ロ 条例第八条第二項の規定による工事施行者の変更の届出の受理</p> <p>ハ 条例第十条の規定による工事の廃止等の届出の受理</p> <p>ニ 条例第十一条第一項の規定による工事完了の届出の受理</p> <p>ホ 条例第十一条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>ヘ 条例第十一条の二第三項の規定による地位の承継の承認に係る申請の受理</p>	<p>旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市及びいすみ市並びに香取郡神崎町及び東庄町、長生郡睦沢町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町並びに安房郡鋸南町</p>
<p>四十五の二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定</p>	<p>千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市及び大網白里市</p>
<p>四十六 租税特別措置法（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定に係る申請の受理</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>銚子市、館山市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市及びいすみ市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡</p>

九十九里町、芝山町及び横
芝光町、長生郡一宮町、睦
沢町、長生村、白子町、長
柄町及び長南町、夷隅郡大
多喜町及び御宿町並びに
安房郡鋸南町

四十七 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律
第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によ
ることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十
六年法律第百九十一号。以下この号において「旧法」という。）、
宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令
の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）第一条の
規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政
令第十六号。以下この号において「旧政令」という。）及び宅
地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に
関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産
省・国土交通省令第三号）第一条の規定による改正前の宅地造
成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この
号において「旧省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げ
る事務

- イ 旧法第八条第一項の規定による工事の許可
- ロ 旧法第八条第三項（旧法第十二条第三項において準用する
場合を含む。）の規定による条件の付加
- ハ 旧法第十二条第一項の規定による工事の計画の変更の許可
- ニ 旧法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理
- ホ 旧法第十三条第一項の規定による工事完了の検査
- ヘ 旧法第十三条第二項の規定による検査済証の交付
- ト 旧法第十四条第一項から第四項までの規定による許可の取
消し等の監督処分
- チ 旧法第十四条第五項（旧法第十七条第三項において準用す
る場合を含む。）の規定による措置及び公告
- リ 旧法第十五条の規定による届出の受理
- ヌ 旧法第十六条第二項の規定による勧告
- ル 旧法第十七条第一項及び第二項の規定による改善の命令
- ヲ 旧法第十八条第一項の規定による立入検査
- ワ 旧法第十九条の規定による報告の徴取
- カ 旧政令第十五条第一項の規定による規則で他の措置を執る
ことを定める事務
- ヨ 旧政令第十五条第二項の規定による規則で技術的基準を強
化し、及び付加する事務
- タ 旧省令第三十条の規定による書面の交付

四十八 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一
項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改
正前の宅地造成等規制法（以下この号において「旧法」という。）
及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の
特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令第一条の規定
による改正前の宅地造成等規制法施行規則（以下この号におい
て「旧省令」という。）並びに旧法の施行のための規則に基づ
く事務のうち、次に掲げる事務

- イ 旧法第八条第一項の規定による工事の許可に係る申請の受

市川市、木更津市、松戸市、
成田市、佐倉市及び八千代
市

銚子市及び勝浦市

<p>理</p> <ul style="list-style-type: none"> ロ 旧法第十一条の規定による協議に係る申出の受理 ハ 旧法第十二条第一項の規定による工事の計画の変更の許可に係る申請の受理 ニ 旧法第十二条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理 ホ 旧法第十五条の規定による届出の受理 ヘ 旧省令第三十条の規定による書面の交付に係る申請の受理 ト イからへまでに掲げるもののほか、旧法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	
<p>四十八の二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第十二条第一項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理 ロ 法第十二条第二項の規定による届出事項の変更の届出の受理 ハ 法第十二条第三項の規定による是正の命令 ニ 法第五十三条第二項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問 	各町村
<p>四十九 都市再開発法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第二百二十九条の二第一項の規定による再開発事業計画の認定 ロ 法第二百二十九条の四（法第二百二十九条の五第二項及び第二百二十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知 ハ 法第二百二十九条の五第一項の規定による認定再開発事業計画の変更の認定 ニ 法第二百二十九条の六の規定による報告の徴収 ホ 法第二百二十九条の七の規定による地位の承継の承認 ヘ 法第二百二十九条の八の規定による改善の命令 ト 法第二百二十九条の九第一項の規定による再開発事業計画の認定の取消し 	市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、印西市及び白井市
<p>四十九の二 都市再開発法（以下この号において「法」という。）及び都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業（施行地区が二以上の市の区域にわたるものを除く。）に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第七条の九第一項、第十一条第一項から第三項まで及び第五十条の二第一項の規定による認可 ロ 法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項及び第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び国土交通大臣への図書の送付 ハ 法第七条の十六第一項、第三十八条第一項及び第五十条の九第一項の規定による変更の認可 	船橋市及び柏市

- ニ 法第七条の十七第四項の規定による施行者に変動を生じた場合の規約の認可
- ホ 法第七条の十七第七項の規定による施行者に変動を生じた場合の氏名等の届出の受理
- へ 法第七条の十七第八項の規定による公告
- ト 法第七条の十九第一項及び第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認
- チ 法第七条の二十第一項、第四十五条第四項及び第五十条の十五第一項の規定による認可
- リ 法第七条の二十第二項において準用する法第七条の十五第一項、第四十五条第六項、第五十条の十五第二項において準用する法第五十条の八第一項、第二百二十四条の二第三項及び第二百二十五条の二第五項の規定による公告
- ヌ 法第十六条第一項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧
- ル 法第十六条第二項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- ヲ 法第十六条第三項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の処理
- ワ 法第十六条第五項（法第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理並びに縦覧、意見書の受理及び意見書の処理
- カ 法第十九条第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- ヨ 法第二十七条第四項第三号の規定による監事の報告の受理
- タ 法第二十七条第八項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理
- レ 法第二十八条第一項の規定による理事長の氏名等の届出の受理
- ソ 法第二十八条第二項の規定による公告
- ツ 法第四十九条の規定による決算報告の承認
- ネ 法第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可
- ナ 法第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可
- ラ 法第九十九条の三第三項（法第九十九条の八第五項、第一百八十八条の二十八第二項及び同項において準用する法第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認
- ム 法第一百八十八条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可
- ウ 法第二百二十四条第三項の規定による措置の命令
- キ 法第二百二十四条の二第一項の規定による事業及び会計の状況の検査並びに措置の命令
- ノ 法第二百二十四条の二第二項、第二百二十五条第四項及び第二百二十五条の二第四項の規定による認可の取消し

- オ 法第二百二十五条第一項及び第二項並びに第二百二十五条の二第一項及び第二項の規定による事業及び会計の状況の検査
 - ク 法第二百二十五条第三項及び第二百二十五条の二第三項の規定による措置の命令
 - ヤ 法第二百二十五条第五項の規定による組合の総会並びに総会の部会及び総代会の招集
 - マ 法第二百二十五条第六項の規定による投票の実施
 - ケ 法第二百二十五条第七項の規定による投票の取消し
 - フ 法第三百三十三条第一項の規定による管理規約の認可
 - コ 政令第四条の二第三項（政令第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による審査委員の解任の承認
 - エ 政令第十八条第二項及び第三項において読み替えて準用する政令第十四条第一項の規定による公告
 - テ 政令第十八条第三項において読み替えて準用する政令第十三条第四項の規定による書面の受理
 - ア 政令第十八条第三項において読み替えて準用する政令第十三条第八項から第十一項まで及び第十五条第一項の規定による職員の指名
 - サ 政令第十八条第三項において読み替えて準用する政令第十三条第九項の規定による立会人の選任及び届出の受理
 - キ 政令第十八条第三項において読み替えて準用する政令第十五条第二項の規定による解任投票録の保存
 - ユ 政令第十八条第三項において読み替えて準用する政令第十六条第一項の規定による異議の申出の受理
 - メ 政令第十八条第三項において読み替えて準用する政令第十六条第二項の規定による決定並びに文書の交付及び公告
- 四十九の三 都市再開発法（以下この号において「法」という。）
- 及び都市再開発法施行令（以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業（施行地区が二以上の市の区域にわたるものを除く。）に係るものに限る。）
- イ 法第五十条の二第一項の規定による認可
 - ロ 法第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する法第十六条第一項の規定による縦覧
 - ハ 法第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する法第十六条第二項の規定による意見書の受理
 - ニ 法第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する法第十六条第三項の規定による意見書の処理
 - ホ 法第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する法第十六条第五項の規定による申告の受理並びに縦覧、意見書の受理及び意見書の処理
 - ヘ 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項及び第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び国土交通大臣への函書の送付
 - ト 法第五十条の九第一項の規定による変更の認可
 - チ 法第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可
 - リ 法第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認
 - ヌ 法第五十条の十五第一項の規定による認可

千葉市

<p>ル 法第五十条の十五第二項において準用する法第五十条の八第一項及び第二百五条の二第五項の規定による公告</p> <p>ヲ 法第一百八条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可</p> <p>ワ 法第一百八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の三第三項（法第一百八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認</p> <p>カ 法第二百二十四条第三項の規定による措置の命令</p> <p>ヨ 法第二百五条の二第一項及び第二項の規定による事業及び会計の状況の検査</p> <p>タ 法第二百五条の二第三項の規定による措置の命令</p> <p>レ 法第二百五条の二第四項の規定による認可の取消し</p> <p>ソ 法第三百三十三条第一項の規定による管理規約の認可</p> <p>ツ 政令第二十二條の三において準用する政令第四条の二第三項の規定による審査委員の解任の承認</p>	
<p>五十 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務並びに現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第三十五条第六項、第五十六条第四項及び第七十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第九十九号）第一条の規定による改正前の政令（以下この号において「旧政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（特定民間再開発事業の施行地区が二以上の市の区域にわたるものを除く。）</p> <p>イ 政令第二十五条の四第二項の規定による特定民間再開発事業の認定</p> <p>ロ 政令第二十五条の四第十七項の規定による地区外転出事情の認定</p> <p>ハ 旧政令第二十五条の四第二項、第三十九条の七第九項及び第三十九条の百六第二項の規定による特定民間再開発事業の認定</p> <p>ニ 旧政令第二十五条の四第十六項、第三十九条の七第十一項及び第三十九条の百六第四項の規定による地区外転出事情の認定</p>	<p>千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び柏市</p>
<p>五十一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第七十六条第一項の規定による建築行為等の許可</p> <p>ロ 法第七十六条第二項の規定による施行者からの意見の聴取</p> <p>ハ 法第七十六条第三項の規定による期限その他必要な条件の付加</p> <p>ニ 法第七十六条第四項の規定による原状回復等の命令</p> <p>ホ 法第七十六条第五項の規定による措置及び公告</p>	<p>各市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡東庄町並びに長生郡一宮町</p>
<p>五十一の二 土地区画整理法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（個人施行者、土地区画整理組合及び町が施行する土地区画整理事業に係るものに限</p>	<p>印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡東庄町並びに長生郡一宮町</p>

る。)

イ 法第七十六条第一項の規定による建築行為等の許可

ロ 法第七十六条第二項の規定による施行者からの意見の聴取

ハ 法第七十六条第三項の規定による期限その他必要な条件の付加

ニ 法第七十六条第四項の規定による原状回復等の命令

ホ 法第七十六条第五項の規定による措置及び公告

五十二 土地区画整理法（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、法第七十六条第一項の規定による建築行為等の許可に係る申請の受理（県が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

木更津市、柏市及び流山市

五十三 土地区画整理法（以下この号において「法」という。）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（施行面積が五ヘクタール未満の土地区画整理事業（施行区域が二以上の市町村の区域にわたるものを除く。）で、個人施行者（市が個人施行者となる場合を除く。）、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに限る。）

市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市

イ 法第四条第一項、第十四条第一項から第三項まで及び第五十一条の二第一項の規定による認可

ロ 法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項及び第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び国土交通大臣への図書の送付

ハ 法第十条第一項、第三十九条第一項及び第五十一条の十第一項の規定による変更の認可

ニ 法第十一条第四項の規定による施行者に変動を生じた場合の規約の認可

ホ 法第十一条第七項の規定による施行者に変動を生じた場合の氏名等の届出の受理

ヘ 法第十一条第八項の規定による公告

ト 法第十三条第一項、第四十五条第二項及び第五十一条の十三第一項の規定による認可

チ 法第十三条第四項において準用する法第九条第三項、第四十五条第五項、第五十一条の十三第四項において準用する法第五十一条の九第三項、第二百二十四条第三項及び第二百五条の二第五項の規定による公告

リ 法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧

ヌ 法第二十条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の八第二項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理

ル 法第二十条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の八第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の処理

ヲ 法第二十条第五項（法第三十九条第二項において準用する

<p>場合を含む。)及び第五十一条の八第五項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による申告の受理並びに縦覧、意見書の受理及び意見書の処理</p> <p>ワ 法第二十一条第四項及び第三十九条第五項の規定による公告</p> <p>カ 法第二十八条第八項の規定による事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理</p> <p>ヨ 法第二十九条第一項の規定による理事の氏名等の届出の受理</p> <p>タ 法第二十九条第二項の規定による公告</p> <p>レ 法第四十九条の規定による決算報告の承認</p> <p>ソ 法第五十一条の十一第一項の規定による区画整理会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可</p> <p>ツ 法第八十六条第一項の規定による換地計画の認可</p> <p>ネ 法第九十七条第一項の規定による換地計画の変更の認可</p> <p>ナ 法第百三条第三項の規定による換地処分をした旨の届出の受理</p> <p>ラ 法第百三条第四項の規定による公告</p> <p>ム 法第百二十四条第一項の規定による事業及び会計の状況の検査並びに措置の命令</p> <p>ウ 法第百二十四条第二項、第百二十五条第四項及び第百二十五条の二第四項の規定による認可の取消し</p> <p>キ 法第百二十五条第一項及び第二項並びに第百二十五条の二第一項及び第二項の規定による事業及び会計の状況の検査</p> <p>ノ 法第百二十五条第三項及び第百二十五条の二第三項の規定による措置の命令</p> <p>オ 法第百二十五条第五項の規定による組合の総会並びにその部会及び総代会の招集</p> <p>ク 法第百二十五条第六項の規定による投票の実施</p> <p>ヤ 法第百二十五条第七項の規定による投票の取消し</p> <p>マ 法第百三十六条第一項の規定による農業委員会等からの意見の聴取</p> <p>ケ 政令第十六条第二項及び第三項において読み替えて準用する政令第十二条第一項の規定による公告</p> <p>フ 政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十一条第四項、第六項及び第八項から第十一項まで並びに第十三条第一項の規定による職員の指名</p> <p>コ 政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十三条第二項の規定による解任投票録の保存</p> <p>エ 政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十四条第一項の規定による異議の申出の受理</p> <p>テ 政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十四条第二項の規定による決定並びに文書の交付及び公告</p>	<p>五十四 印旛郡酒々井町及び栄町</p>
<p>五十五 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第七条第一項の規定による土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可</p> <p>五十五 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下この号において「法」という。)及び千葉県屋外広告物条例(昭和四十四年千葉県条例第五号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p>	<p>各市町村(千葉市、船橋市及び柏市を除く。)</p>

<ul style="list-style-type: none"> イ 法第七条第三項の規定による代執行 ロ 法第七条第四項の規定による除却 ハ 法第八条第一項の規定による保管 ニ 法第八条第二項の規定による公示 ホ 法第八条第三項の規定による価額の評価、売却及び売却した代金の保管 ヘ 法第八条第四項の規定による廃棄 ト 条例第十七条の十四の規定による指導、助言及び勧告 <p>五十六 千葉県屋外広告物条例（以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 条例第六条第一項の規定による許可地域等における許可（鉄道車両に係るものを除く。） ロ 条例第六条の二第三項の規定による広告物活用地区における許可（鉄道車両に係るものを除く。） ハ 条例第六条の三第四項及び第六条の四第五項の規定による指導及び助言 ニ 条例第八条第二項の規定による広告物等の許可（鉄道車両に係るものを除く。） ホ 条例第九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可の有効期間の決定及び条件の付加 ヘ 条例第九条第三項の規定による許可の更新 ト 条例第十条第一項の規定による広告物等の変更及び改造の許可 チ 条例第十条第二項の規定による条件の付加 リ 条例第十二条の規定による許可の取消し ヌ 条例第十三条第二項の規定による除却届の受理 ル 条例第十四条の規定による措置の命令 ヲ 条例第十四条の三第一項第二号の規定による公告 ワ 条例第十四条の三第二項の規定による保管物件一覧簿の備付け及び閲覧 カ 条例第十四条の四の規定による意見の聴取 ヨ 条例第十四条の七の規定による返還 タ 条例第十五条の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査 レ 条例第十七条第一項から第四項までの規定による届出の受理 	<p>各市町村（千葉市、船橋市、柏市及び流山市を除く。）</p>
<p>五十七 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法第七条第一項の規定による保全区域内における行為の届出の受理 ロ 法第七条第二項の規定による届出をした者に対する助言及び勧告 ハ 法第七条第三項の規定による行為の通知の受理 	<p>野田市及び君津市</p>
<p>五十八及び五十九 削除</p> <p>六十 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この号において「政令」という。）並びに建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号。以下この号において「条例」</p>	<p>各市町村（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八</p>

という。)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第三条第一項第三号の規定による建築物の指定に係る申請の受理

ロ 法第三条第一項第四号の規定による建築物の認定に係る申請の受理

ハ 法第六条第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築等に関する確認の申請の受理

ニ 法第七条第一項(法第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による完了検査の申請の受理

ホ 法第七条の六第一項第一号及び第二号(法第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る申請の受理

ヘ 法第十八条第二項(法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築等に関する通知の受理

ト 法第十八条第二十項(法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事を完了した旨の通知の受理

チ 法第十八条第三十八項第一号及び第二号(法第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る申請の受理

リ 法第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定に係る申請の受理

ヌ 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定に係る申請の受理

ル 法第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第二号及び第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第五十一条ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号(法第五十七条の五第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第五十五条第三項及び第四項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第一項第三号及び第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項第三号、第六十条の二の二第一項第二号及び第三項ただし書、第六十条の三第一項第三号及び第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第五項第二号及び第九項第二号、第六十八条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条

千代市、我孫子市及び浦安市を除く。)

- の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十五条第三項、第六項及び第七項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項並びに第八十七条の三第三項、第六項及び第七項の規定による許可に係る申請の受理
- ヲ 法第四十三条第二項第一号、第四十四条第一項第三号、第五十二条第六項第三号、第五十五条第二項、第五十七条第一項、第六十八条第五項、第六十八条の三第一項から第三項まで及び第七項、第六十八条の四、第六十八条の五の二、第六十八条の五の五第一項及び第二項、第六十八条の五の六並びに第八十六条の六第二項並びに政令第三百三十一条の二第二項及び第三項、第三百三十七条の十二第六項及び第七項並びに第三百三十七条の十六第二号の規定による認定に係る申請の受理
- ワ 法第五十七条の二第一項の規定による特例容積率の限度の指定に係る申請の受理
- カ 法第五十七条の三第一項の規定による指定の取消しの申請の受理
- ヨ 法第七十条第一項及び第七十六条の三第二項の規定による建築協定の認可に係る申請の受理
- タ 法第七十四条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定の変更の認可の申請の受理
- レ 法第七十四条の二第三項の規定による建築協定区域から除かれた旨の届出の受理
- ソ 法第七十六条第一項（法第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定の廃止の認可の申請の受理
- ツ 法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定に係る申請の受理
- ネ 法第八十六条の五第一項の規定による認定又は許可の取消しの申請の受理
- ナ 法第八十六条の八第一項及び第八十七条の二第一項の規定による全体計画の認定に係る申請の受理
- ラ 法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定に係る申請の受理
- ム 法第八十七条第一項において準用する法第七条第一項の規定による工事を完了した旨の届出の受理
- ウ 法第九十条の三（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による安全上の措置等に関する計画の届出の受理
- キ 政令第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定に係る申請の受理
- ノ 条例第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十二条ただし書、第十四条第三項、第二十二條の三、第二十三条第三項、第三十九条第三項第二号、第四十条第一項第二号、第四十二条第三項、第四十四条第三項、第五十条の三第一項ただし書及び第五十一条第五項の規定による認定に係る申請の受理
- オ 条例第五十条の四第二項ただし書の規定による許可に係る申請の受理

<p>ク イからオまでに掲げるもののほか、法及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>六十の二 建築基準法施行条例（以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十四条第三項、第二十三条第三項及び第四十条第一項第二号の規定による避難及び通行の安全上支障がないことの認定</p> <p>ロ 条例第十二条ただし書及び第四十二条第三項の規定による安全上及び防火上支障がないことの認定</p> <p>ハ 条例第二十二条の三の規定による安全上、防火上及び避難上支障がないことの認定</p> <p>ニ 条例第三十九条第三項第二号の規定による避難上支障がないことの認定</p> <p>ホ 条例第四十四条第三項の規定による交通の安全上支障がないことの認定</p> <p>ヘ 条例第五十一条第五項の規定による安全上支障がないことの認定</p>	<p>千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市及び浦安市</p>
<p>六十一 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第十七条第一項の規定による計画の認定の申請の受理</p> <p>ロ 法第十八条第一項の規定による計画の変更の認定に係る申請の受理</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市及び浦安市を除く。）</p>
<p>六十一の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第二条第一項の規定による認定に係る申請の受理</p> <p>ロ 法第五条第一項の規定による許可に係る申請の受理</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市及び浦安市を除く。）</p>
<p>六十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第十七条第一項の規定による計画の認定の申請の受理</p> <p>ロ 法第十八条第一項（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による計画の変更の認定に係る申請の受理</p> <p>ハ 法第二十二条の二第一項の規定による計画の認定の申請の受理</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市及び浦安市を除く。）</p>
<p>六十二の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>イ 法第十八条第一項の規定による許可に係る申請の受理</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に</p>	<p>各市町村（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市及び浦安</p>

<p>基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> <p>六十三 租税特別措置法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ及び第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の認定</p> <p>六十四 千葉県収入証紙の売りさばきに係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>市を除く。)</p> <p>千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市及び大網白里市 各市町村</p>
---	--

注1 令和六年一二月二四日条例第四一号で、令和七年四月一日から施行
別表第四十二号下欄中「浦安市」の下に「、袖ケ浦市」を加え、同表第四十三号下欄中「、袖ケ浦市」を削り、同表第四十五号の二下欄中「浦安市」の下に「、袖ケ浦市」を加え、同表第四十六号下欄中「、袖ケ浦市」を削る。

注2 令和六年一二月二四日条例第四一号で、令和七年五月二六日までの間において規則で定める日から施行
別表第四十八号を削り、同表第四十七号上欄中「附則第二条第一項」を「附則第二条第二項」に改め、「昭和三十六年法律第百九十一号。」を削り、同欄中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、ロの次に次のように加える。
ハ 旧法第十二条第三項において準用する旧法第八条第三項の規定による条件の付加
別表第四十七号上欄中ホをニとし、へをホとし、トをへとし、同欄中「（旧法第十七条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄中チをトとし、リからルまでを削り、ヲをチとし、ワからタまでをリからヲまでとし、同号を同表第四十八号とし、同表第四十六号の次に次の一号を加える。

<p>四十七 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)</p> <p>イ 法第十八条第一項の規定による中間検査</p> <p>ロ 法第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付</p> <p>ハ 法第十九条第一項の規定による定期の報告の受理</p> <p>ニ 法第二十条第二項の規定による工事の施行の停止及び災害防止措置の命令(同項第三号及び第四号に掲げる工事に係るものに限る。)</p> <p>ホ 法第二十条第三項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置の命令(同項第二号及び第四号に掲げる土地(法第十七条第一項の検査の結果工事が法第十三条第一項の規定に適合していないと認められたものを</p>	<p>市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、印西市及び白井市</p>
---	--

除く。)に係るものに限る。)

へ 法第二十条第四項の規定による工事の施行及び工事に係る作業の停止の命令(二に掲げる事務に係るものに限る。)

ト 法第二十四条第一項の規定による立入検査(イ及びニからへまでに掲げる事務に係るものに限る。)

チ 法第二十五条の規定による報告の徴取(イ及びニからへまでに掲げる事務に係るものに限る。)

一部改正〔平成一二年条例五四号・七一号・一三年八号・二五号・四一号・五八号・一四年一一号・三七号・三八号・五一号・五六号・七三号・一五年一十一号・二二号・四一号・四七号・五七号・六一号・六九号・七二号・一六年一二号・五二号・六二号・七〇号・一七年四四号・四九号・五四号・七六号・九七号・一〇一号・一〇七号・一一〇号・一八年一〇号・四二号・五六号・六七号・一九年一五号・四一号・五九号・七六号・二〇年九号・一五号・二九号・四八号・五四号・二一年一二号・三七号・八〇号・九一号・二二年一号・二三年三六号・四六号・二四年八号・五三号・九六号・一〇一号・二五年七号・二三号・三六号・五一号・六二号・二六年九号・三〇号・三七号・四八号・五六号・二七年一三号・三九号・四二号・五五号・六一号・六七号・二八年一十一号・三六号・五十一号・二九年四号・二〇号・二四号・三三号・三〇年二号・五号・四八号・五三号・六〇号・三一年五号・令和元年二二号・二年三号・三十一号・四八号・三年三号・二二号・三五号・四八号・四年六号・二九号・四〇号・五年三号・二一号・六年八号・二四号・四一号〕